

みなかみ町景観計画

<景観調査及び景観特性と課題の整理>

みなかみ町景観計画
<景観調査及び景観特性と課題の整理>

目 次

I 景観調査

1. 景観法、他関係法令の把握 -----	1
(1) 景観法の概要 -----	1
(2) 関係法令の整理 -----	3
(3) 群馬県景観条例 -----	4
(4) 群馬県屋外広告物条例に基づく規制 -----	9
(5) みなかみ町に関わる景観関連行政の経過と現状 -----	12
(6) ユネスコエコパークに関する事項 -----	30
2. 基本的事項の整理 -----	33
(1) 地形・地勢 -----	33
(2) 人口・世帯動向 -----	34
(3) 歴史・文化 -----	35
(4) 土地利用・基盤整備状況 -----	39
(5) 法規制状況、産業立地状況等 -----	42
3. 上位・関連計画の整理 -----	47
(1) 群馬県計画 -----	47
(2) みなかみ町計画 -----	52
4. 景観資源等の把握 -----	55
(1) 景観資源の分類 -----	55
(2) 類型別景観資源の整理（自然的・都市的・歴史的・眺望） -----	57

II 景観特性と課題の整理

1. 景観特性の整理 -----	64
2. 景観阻害要因の整理 -----	69
3. 景観課題の整理 -----	72

I 景觀調查

Ⅰ 景観調査

1. 景観法、他関係法令の把握

(1) 景観法の概要

【制定の背景】

景観法は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」及び「観光立国行動計画」が発表され、これまでの、例えば道路といった都市基盤施設の整備などの「量的な充足」から、道路空間の快適性や美しさ、適切な維持管理などの「質の確保」を重視した都市づくり・地域づくりを進める観点への転換を目指し、地域の特性に応じた景観づくりを進めるための法律として、平成16年6月に成立・公布されたものです。

【美しい国づくり政策大綱】の制定

- ・「量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？」との反省のもとで、「国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。」と明記しています。

【観光立国行動計画】の策定

- ・観光を「経済に刺激を与え、教育を充実し、国民の国際性を高めるものであり、まさに国の将来、地域の未来を切り拓く有力な手段」と位置づけています。
- ・人々がその地に住むことに誇りを持ち、幸せを感じるとともに、外国人が訪れてみたいと思う、日本や各地域の魅力を維持、向上、創造のための施策として「良好な景観形成」の推進を位置づけています。

【景観法の構成】

平成17年6月に施行された「景観法」は、次の7章から構成されている。景観計画は、「第2章 景観計画及びこれに基づく措置」の規定に基づき策定するものです。

第1章 総則

目的／基本理念／責務／定義

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

- ①景観計画の策定等
- ②行為の規制等
- ③景観重要建造物等(景観重要建造物／景観重要樹木)
- ④景観重要公共施設の整備等
- ⑤景観農業振興地域整備計画等
- ⑥自然公園法の特例

第3章 景観地区等

- ①景観地区
- ②準景観地区
- ③地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第4章 景観協定

第5章 景観整備機構

第6章 雑則

第7章 罰則

【景観計画の概要】

景観計画には、景観行政団体(地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県及び都道府県が同意した市町村等)が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画で、次の事項を定めることになっています。

- ①景観計画の区域(必須事項)
- ②良好な景観の形成に関する方針(定めることが望ましい事項)
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(必須事項)
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針(対象がある場合、必須事項)
- ⑤その他良好な景観の形成に必要な事項(屋外広告物に関するルールなど、必要に応じて選択して定める事項)

また、景観計画は次のような特徴を持っています。

○本町のあるべき景観の姿を明らかにするもの

- ・「良好な景観の形成に関する方針」を定め、「本町のあるべき景観の姿」を明示する役割を担っている。
- ・これにより、住民・事業者・行政などの主体相互で景観づくりの方向性を共有することが可能となる。

○地域の特徴に応じて、必要なルールを定めるもの

- ・「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として一定のルールを定め、緩やかに良好な景観を誘導することが可能となる。

(2) 関係法令の整理

景観形成に関連する関係法令として、都市計画法、都市緑地法、屋外広告物法、建築基準法、文化財保護法を取り上げ、景観形成を進める上で活用可能な諸制度を整理します。

根拠法	制度	概要	活用可能な制度						
			形態意匠等の規制等	高さや壁面位置等の規制等	屋外広告物の規制等	街並みの保全	歴史的建造物等の保全	貴重な緑の環境の保全	公共施設の景観整備
都市計画法	風致地区	都市内の良好な自然的景観が形成されている区域を保全するため、建築等を規制する。	●	●				●	
	高度地区	日照や通風の確保や土地利用の増進のため、建物の高さの制限を定める。		●					
	地区計画	地区レベルのきめ細かいまちづくりのルールを都市計画として定める。	●	●		●		●	●
	特別用途地区	地域の景観と密接に関連する土地利用に関し、地区別にコントロールする。				●			
都市緑地法	市民緑地	土地所有者等と地方公共団体などが契約し、緑地や緑化施設を地域の人たちに公開する。						●	
	緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の緑地を緩やかな規制誘導により保全する。						●	
	特別緑地保全地区	都市内の良好な自然環境となる緑地を、建築行為の制限等により現状凍結的に保全する。						●	
	緑化地域	緑が不足している市街地等で、建築物の新築や増築を行う際に一定の緑化を義務づける。						●	
	緑化施設整備計画	民間施設の緑化計画を市町村長が認定し、税制の優遇措置により、緑化を推進する。						●	
緑地協定	土地所有者等の合意により、緑地の保全や緑化に関する自主的ルールをつくる。						●		
屋外広告物法	屋外広告物条例	都道府県や景観行政団体が条例を定め、屋外広告物の表示・掲出を規制する。			●				
建築基準法	建築協定	土地所有者等の合意によって、建築基準法の基準よりもきめ細かな自主的ルールをつくる。	●	●		●			
	連担建築物設計制度	既存のまちなみを残すため、複数建築物を同一敷地にあるものとして建築規制を適用する。				●			
文化財保護法	重要文化的景観	人々の生活や風土等を反映した文化的景観の中から優れたものを国が選定し、保全を図る。				●		●	●
	登録有形文化財(建造物)	築50年以上を経過し、一定の基準を満たした建造物の外観の保全と建物の活用を図る。					●		
	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区の中から優れたものを国が選定し、保全を図る。				●	●		

(3) 群馬県景観条例（平成5年10月7日公布）

「活力あふれる地域を創造し、真に豊かで住みよい環境をきずき、これらを次代に引き継いでいくため、ふるさとぐんまの景観を保全し、創造していくこと」を目的とし、平成5年10月に「群馬県景観条例」を制定しています。

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 景観形成基本方針（第七条）

第三章 景観形成地域（第八条—第十五条）

第四章 大規模行為（第十六条—第二十条）

第五章 公共事業等（第二十一条—第二十三条）

第六章 援助等（第二十四条・第二十五条）

第七章 景観形成住民協定等（第二十六条・第二十七条）

第八章 群馬県景観審議会（第二十八条・第二十九条）

第九章 雑則（第三十条）

第十章 罰則（第三十一条・第三十二条）

附則

【景観条例に定める主な制度】

○景観形成地域

県土の景観形成上特に必要と認められる地域を知事が指定するもので、景観形成基本計画を定めるとともに、届出を義務づけ、景観形成基準への適合を審査し、支障がある場合等においては、必要な措置を講ずるように指導または助言を行うこととしています。

なお、現在、県景観条例に基づく景観形成地域の指定はありません。

○大規模行為届出制度

良好な景観への影響に鑑み、景観形成地域及び市町村の条例に基づき景観形成のために必要な措置が講じられる区域以外の県全域を対象に、大規模な行為に届出を義務づけ、景観形成基準への適合を審査し、支障がある場合等においては、必要な措置を講ずるように指導または助言を行うこととしています。

<大規模行為(届出対象行為)>

建築物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超える、建築物の新築、改築、増築、移転または撤去、外観の様式替えまたは色彩の変更
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築、改築若しくは増築、移転または撤去、外観の様式替えまたは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの (1)高さ2m、かつ長さ50mを超える柵・塀・擁壁の類
工作物	<ul style="list-style-type: none"> (2)高さ15mを超える、電波塔・物見塔・装飾灯の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、電線路または空中線系（その支持物を含む） (3)高さ15mまたは築造面積1,000㎡を超える、観覧車塔の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 (4)高さ15mを超える彫像・記念碑の類
屋外における物品の集積または貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5mまたは面積1,000㎡を超えるもの
地形の変更を伴う鉱物の掘採または土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> 面積が1,000㎡を超えるものまたは規模が高さ5mかつ、長さ10mを超える法面を生ずるもの
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 面積が1,000㎡を超えるものまたは規模が高さ5mかつ、長さ10mを超える法面を生ずるもの
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置またはこれらの外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 高さ15mまたは1面の表示面積が15㎡を超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする）

<大規模行為景観形成基準>

行為	事項	基準
建築物等の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の町並みとの調和に配慮した位置とすること。郊外部にあっては、できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること
		<ul style="list-style-type: none"> ・都市部にあっては、隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと
		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること
	規模形態色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること
		<ul style="list-style-type: none"> ・高層の場合には、十分な空地を確保すること
		<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること ・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としてまとまりのある意匠とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること
		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニー等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること

＜大規模行為景観形成基準＞

行為	事項	基準
建築物等の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の様相替え若しくは色彩の変更	素材	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること
	敷地の緑化 その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと
		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること
		<ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること 歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること
		<ul style="list-style-type: none"> 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと
		<ul style="list-style-type: none"> 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。
		<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。
		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。
広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> 河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。

○公共事業等景観形成指針

公共施設等の景観形成上の重要性に鑑み、「公共事業等景観形成指針」を定め、機能性や効率性に加えて良好な景観づくりを率先することで、景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組みを行っています。

○景観形成住民協定等

一定の区域について、土地所有者等の全員の合意により、その区域における良好な景観の形成に関するルールを定める協定で、知事が認定するものです。

みなかみ町においては、谷川区が景観形成住民協定を締結しています。

(4) 群馬県屋外広告物条例に基づく規制

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物法の規定に基づき「群馬県屋外広告物条例」が定められており、屋外広告物を掲出することを禁止する地域が定められているほか、知事の許可を必要とする地域においては、許可基準が定められ、その適正な掲出を誘導しています。

□禁止地域等(第5条)

○禁止地域等においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第5条第1項の規定		みなかみ町で制限を受ける区域
第1号	住居専用系用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
第1号の2	準景観地区	・該当なし
第1号の3	地区計画等景観意匠条例適用地域	・該当なし
第2号	市民農園の区域	・該当なし
第3号	国指定重要文化財 国指定重要有形民俗文化財、同重要無形民俗文化財 史跡名勝天然記念物	・該当なし
第4号	群馬県指定史跡、同名勝及び周辺	・該当なし
第5号	風致保安林	・該当なし
第6号	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	・利根川源流部自然環境保全地域
第7号	群馬県自然環境保全地域 群馬県緑地環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日岳・白毛門山東面自然環境保全地域 ・至仏山・笠ヶ岳西面自然環境保全地域 ・大峰沼自然環境保全地域 ・平ヶ岳・白沢山西面自然環境保全地域 ・巻機山東面自然環境保全地域 ・宝川自然環境保全地域
第8号	保存樹林	・該当なし
第9号	高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道の全区間 ・県道水上片品線の一部区間 ・国道17号線の一部区間 ・県道沼田水上線の一部区間
第10号	道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域	・関越自動車道の全区間路端から両側300m以内の区域
第11号	都市公園	(略)
第12号	市民緑地	・該当なし
第13号	河川、湖沼等及びその付近で知事が指定する区域	・洞元湖、藤原湖、赤谷湖及びこれらの湖沼の周囲100m以内の区域
第14号	駅前広場等及びその付近で知事が指定する区域	・JR上越新幹線上毛高原駅

第5条第1項の規定		みなかみ町で制限を受ける区域
第15号	官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物及びその敷地	・ 左に該当する公共施設
第16号	古墳、墓地及びその周囲で知事が指定する区域	・ 該当なし
第17号	社寺、教会及び火葬場の建造物並びに知事が指定する区域	・ 該当なし
第18号	群馬県景観条例の景観形成地域で知事が指定する区域	・ 該当なし
第19号	その他知事が必要と認める区域	・ 該当なし

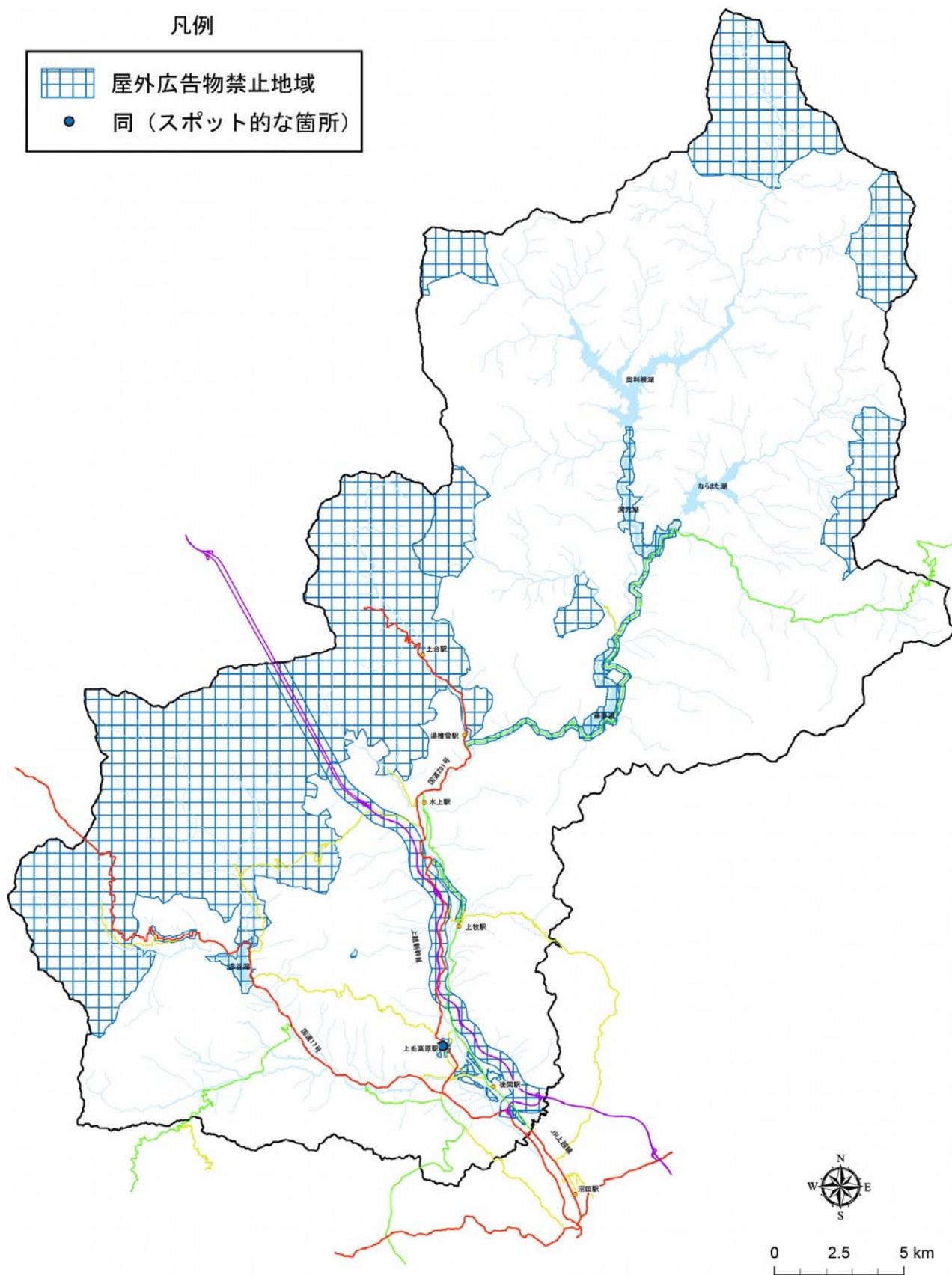
□許可地域等(第7条)

○許可地域等において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

※許可地域等は、禁止地域等を除く全域

区分	対応する地域
第一種許可地域	・ 都市計画区域に含まれない地域
第二種許可地域	・ 第一種許可地域及び第三種許可地域以外の地域
第三種許可地域	・ 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に指定された地域

図 屋外広告物禁止地域



(5) みなかみ町に関わる景観関連行政の経過と現状

①これまでの経過

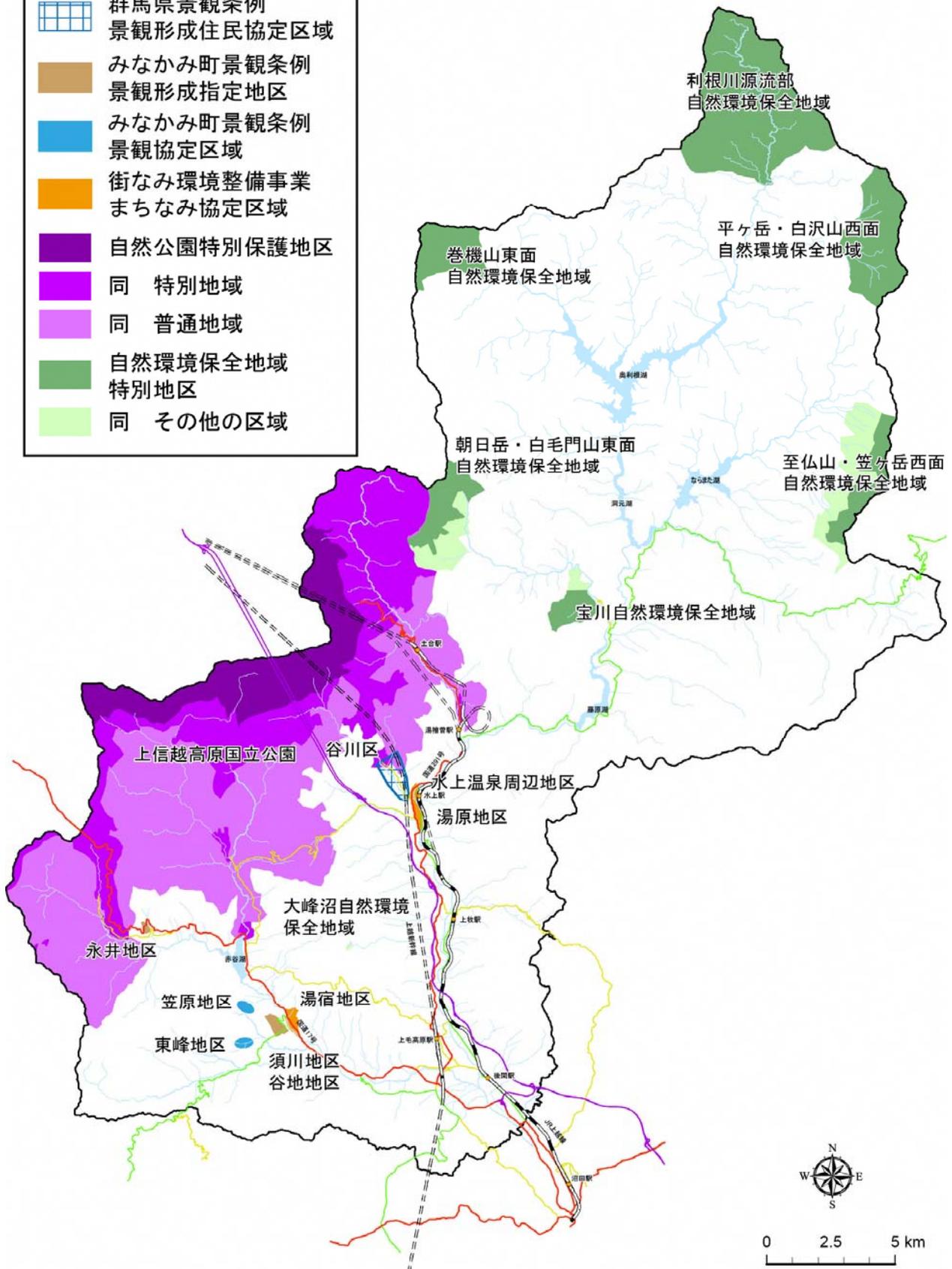
景観形成に関わる本町の取り組みや、本町に係る景観関連行政の現状を、合併前からを含め時系列で整理します。

年次	旧月夜野町	旧水上町	旧新治村
平成2年			○「美しい新治の風景を守り育てる条例」の制定
平成5年	○「群馬県景観条例」の制定		
平成6年		○谷川区景観形成住民協定の締結(県条例第26条)	○新治村景観計画(法定計画でない)の策定(村条例第3条) ・景観形成重点地区(永井宿地区、須川宿地区) ○新治村景観ガイドラインの策定 ○景観形成地区の指定(村条例第7条)及び地区景観形成基準の制定(村条例第8条) ・長井地区(大字長井全域) ・須川地区(大字須川中原、下原、小八原、北原、八幡、前田) ○景観協定の締結(村条例第14条) ・谷地地区 ・東峰地区 ・笠原地区
平成7年			○「新治村景観形成助成金交付要綱」の制定(村条例第15条)
平成13年	○上信越高原国立公園谷川・苗場地域管理計画書		
平成17年	○「美しいみなかみの風景を守り育てる条例」の制定 ○「景観形成助成金交付要綱」の制定(町条例第15条) ○「歴史・文化継承住宅等融資制度施行規則」の制定(町条例第15条)		
平成19年	○「みなかみ町景観保全活動支援対策奨励金交付要綱」の制定(町条例第15条) ※谷川区景観形成住民協定の対象地区も対象に含む		
平成22年	○湯原温泉地区まちなみ協定の締結(街なみ環境整備事業) ○「みなかみ町街なみ環境整備事業補助金交付要綱」の制定		
平成24年	○水上駅周辺地区まちなみ協定の締結(街なみ環境整備事業)		
平成25年	○雪国観光圏整備計画策定		
平成26年	○エコパーク推進室設置		
平成28年	○湯宿温泉地区まちなみ協定書の締結 ○みなかみエコパークの国内審査によりユネスコへの推薦決定		

図 景観行政に関わる法制度の適用範囲

凡例

-  群馬県景観条例
景観形成住民協定区域
-  みなかみ町景観条例
景観形成指定地区
-  みなかみ町景観条例
景観協定区域
-  街なみ環境整備事業
まちなみ協定区域
-  自然公園特別保護地区
-  同 特別地域
-  同 普通地域
-  自然環境保全地域
特別地区
-  同 その他の区域



②美しいみなかみの風景を守り育てる条例(平成17年10月1日施行)

みなかみ町の景観形成に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地域の指定、行為の指導等を行うことにより、美しくかけがえのない郷土みなかみ町を守り、つくり、育てることを目的とし、平成17年10月に施行しています。

なお、「美しい新治の風景を守り育てる条例」は、経過措置として、

○同条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすこと

○第6条の規定にかかわらず、新町において景観形成指針が策定されるまでの間、合併前の新治村の区域においてのみ、新治村景観形成指針を適用すること

が規定されています。

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 景観形成指針等(第6条)

第3章 景観形成指定地区(第7条～第13条)

第4章 景観協定等(第14条・第15条)

第5章 みなかみ町景観審議会(第16条)

第6章 雑則(第17条)

附則

③景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等の整理

検討を進める景観計画に定める行為制限の基準の参考とするため、「美しいみなかみの風景を守り育てる条例」に基づく、景観形成指定地区(永井地区、須川地区)、景観協定(谷地地区、東峰地区、笠原地区、水上駅周辺地区、湯原温泉地区)及び「群馬県景観条例」に基づく景観協定(谷川区)に定められる景観形成基準等を次表に整理します。

表 景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等（1/6）

区分	景観形成地区		景観協定			景観形成住民協定 (県条例)	まちなみ協定		
	永井地区	須川地区	東峰地区	谷地 地区	笠原 地区	谷川区	湯宿温泉地区・ 温泉街ゾーン	湯宿温泉地区・ 居住ゾーン	湯宿温泉地区・ 沿道利用ゾーン
土地の扱い	周辺土地利用	・集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。	・集落を取り巻く農地と山林の樹木と地形の保全に努める。	同左	同左	同左	-	-	-
	敷地規模	・集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割はできる限り避ける。	・集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割、特に間口の分割はできる限り避ける。	・集落景観に著しく変化を生じさせるおそれのある敷地造成は避け、隣家との空間の保全に配慮する。	同左	同左	-	-	-
	造成等	・集落景観に変化を生じさせるおそれのある、大規模な造成（土地の伐開と切土、盛土）は避ける。 ・また、道祖神・庚申塔・塚などの歴史的遺物の保全に努める。	・山裾に広がる須川平固有の田・畑・水路・畦などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大景観の保全と創造に配慮する。 ・また、道祖神・庚申塔・塚などの歴史的遺物の保全に努める。	同左	同左	同左	-	-	-
	敷地の緑	・敷地内の樹木はできる限り保存する。	同左	同左	同左	同左	-	-	-
建物の扱い	基本方針	・この地区の住宅の伝統的な建築様式は、上州地方の養蚕農家の伝統様式でもある、深い軒と出桁構造を特徴とする“せがいづくり”の住宅であり、家並みの景観形成を進めるに当たっては、このような建築様式の保全・継承を前提として行く必要がある。	同左	同左	同左	同左	-	-	-
	配置等	-	・母屋の向きと建物の入口は、現在の家並みと調和させるため、旧街道に妻を向けた平入りとすることが望ましい。	-	-	-	-	-	-

表 景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等（2/6）

区分	景観形成地区		景観協定			景観形成住民協定 (県条例)	まちなみ協定			
	永井地区	須川地区	東峰地区	谷地 地区	笠原 地区	谷川区	湯宿温泉地区・ 温泉街ゾーン	湯宿温泉地区・ 居住ゾーン	湯宿温泉地区・ 沿道利用ゾーン	
建物の扱い	屋根	・屋根は、傾斜屋根で軒の深い切り妻を原則とし、日本瓦は灰色系、カラー鉄板類の色は、指定色の茶色、新茶色、コゲ茶色のいずれかを用いるようにする。萱葺き・板葺き・銅板葺きは、特別に推奨する。	同左	同左	-	-	・建築物の屋根は勾配のあるものとする。 ・屋根及び壁の色は、それぞれ、JIS表示色 R28-255、R12-220（以下「指定色」という。）とすること。	・屋根の形状は、切妻や瓦屋根などの勾配屋根を基本とする。 ・陸屋根は設けないものとする。 ・陸屋根は設けず設ける場合は、木枠、木板、すだれ、植栽で覆うなど、周囲の和風の街なみと調和する工夫を施すよう努める。 ・和風のまちなみとの調和を図るため、1階部分、下屋には庇を設けるよう努める。 ・屋根及び庇の色彩は、黒灰色系・茶色系を基調とする。ない、茶色系は重厚な茶色とし、赤茶色・黄土色などの彩度の明るい色を避けるものとする。	・屋根の形状は、切妻や瓦屋根などの勾配屋根を基本とする。 ・屋根及び庇の色彩は、黒灰色系・茶色系を基調とする。ない、茶色系は重厚な茶色とし、赤茶色・黄土色などの彩度の明るい色を避けるものとする。	同左
	高さ	・建物の高さは2階建てまでを原則とし、できる限り周囲の住宅と階高軒高を揃えるようにする。	同左	同左	-	-	・建築物の高さは、谷川岳眺望視野内においては、13m以下とし、それ以外の場所は、20m以下とすること。	・建築物の高さは、3階以下とする。	同左	同左
	外壁	・壁面は、和風をイメージさせる漆喰風の真壁とすることが望ましいが新建材等を用いる場合には、できるだけ柱はあらわしとし漆喰壁と調和する光沢の無い白壁や黄土色、象牙色系の落ち着いた色彩を用いることが望ましい。	同左	同左	-	-	・屋根及び壁の色は、それぞれ、JIS表示色 R28-255、R12-220（以下「指定色」という。）とすること。	・外壁の色彩は、温泉街に馴染む白、黒灰色系、茶色系などの和風を基調とした落ち着いた色彩とするよう努める。 ・外壁の素材は、木、土、漆喰等の自然素材を積極的に活用、または、吹き付け外装材やサイディング等を上手に活かしてこれに準じた和風を基調とした仕上げとするよう努める。	・外壁の色彩は、原色を避け、白、黒灰色系、茶色系などを基調とした落ち着いた色彩とし、周辺の環境と調和に努める。	・外壁の色彩は、温泉街との調和に配慮した、白、黒灰色系、茶色系などの和風を基調とした落ち着いた色彩とするよう努める。

表 景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等（3/6）

区分	景観形成地区		景観協定			景観形成住民協定 (県条例)	まちなみ協定		
	永井地区	須川地区	東峰地区	谷地 地区	笠原 地区	谷川区	湯宿温泉地区・ 温泉街ゾーン	湯宿温泉地区・ 居住ゾーン	湯宿温泉地区・ 沿道利用ゾーン
建物の扱い	窓・戸	-	-	-	-	-	・石畳の道路に面する窓や戸は、黒系、茶色系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子などを施すよう努める。 ・なお、茶色系は、赤茶色・黄土色などの彩度の明るい色を避けるものとする。	-	・国道17号に面する窓や戸は、黒系、茶色系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子などを施すよう努める。 ・なお、茶色系は、赤茶色・黄土色などの彩度の明るい色を避けるものとする。 ・店舗・事業所系の建築物においては、周囲との調和に努めるとともに、各店舗の特性を活かしたディスプレイの配置などに配慮する。
	壁面の位置	-	・建物の壁面は、道路境界から3～5m後退させ、道路側の敷地は原則として緑化する。	同左	-	-	-	-	-
沿道部の扱い・工作物	擁壁	-	・沿道への90cm以上の垂直擁壁の設置は、原則として避ける。 ・沿道に擁壁を設置する場合は、道路境界から30cm程後退させ、足元や擁壁上部に灌木や多年草を植栽し、擁壁の持つ圧迫感を低減させることが望ましい。 ・擁壁の素材には、自然石を用いることが望ましく、コンクリート擁壁とする場合は、目的やはつりなどの表面処理を施し、時間とともに周囲の自然と馴染むように配慮する。	同左	同左	-	-	-	-
	門扉・外部照明	-	-	-	-	-	・石畳の道路に面する箇所に門扉を設ける場合は、木製またはこれに準じた和風を基調とした仕上げとするよう努め、街なみとの調和、連続性に配慮する。	・夜間照明を可能な限り明かりを道路先に対して提供できるように心がけ、夜間の安全性の確保に努める。	・広告照明・ライトアップは、夜間でも魅力的な街なみづくりを演出するよう、可能な限り明かりを店先や道路先に対して提供できるように心がけ、さらに、デザインなどの工夫に努める。ただし、温泉街の風情を損なわないよう点滅はさせない。

表 景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等（4／6）

区分	景観形成地区		景観協定			景観形成住民協定 (県条例)	まちなみ協定			
	永井地区	須川地区	東峰地区	谷地 地区	笠原 地区	谷川区	湯宿温泉地区・ 温泉街ゾーン	湯宿温泉地区・ 居住ゾーン	湯宿温泉地区・ 沿道利用ゾーン	
沿道部の扱い・工作物	植栽	-	-	・敷地内の道路に接する部分については、家並みの景観を引き立てるように配慮して、樹木や草花、生け垣等で緑化を行う。	同左	同左	・敷地内ではできる限り緑化するものとし、既存樹木については、適正な維持管理を行うこと。	・敷地内においては庭木等により積極的な緑化に努める。 ・道路と接する面には花壇、プランター等による植栽を施すよう努める。	同左	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中木程度の植栽に努める。
	柵	-	-	・柵は原則として生け垣か竹垣とする。 ・金属柵等を設置する場合は、こげ茶系の色彩とし、道路境界部より30cm以上後退させ、高さは120cm以下とすることが望ましい。	同左	同左	・コンクリート塀やブロック塀は、できる限り設けないようにし、敷地が道路に接する部分には、生け垣を設けること。	・石畳の道路に面する箇所にかき又はさを設ける場合は、生垣や板塀を基本とし、和風を基調とした街なみとの調和、連続性に配慮する。 ・夜間照明を可能な限り明かりを店先や道路先に対して提供できるように心がけ、夜間の安全性の確保に努める。 ・照明は、温泉街の情緒を感じるような暖色系の色を用いるよう努める。	・道路に面する箇所にかき又はさを設ける場合は、生垣を基本とする。 ・生垣以外の構造とする場合、高さは1.2m以下とする。 ・コンクリートブロック塀などをつくる場合には、高さ0.6m以下とし、植栽や透視可能なフェンスを併用する。	-
	駐車場・車庫・物置等	-	-	・駐車場や車庫は、できる限り道路から離れた敷地の奥に設置し、沿道から自動車が丸見えにならないように配慮する。 ・物置についても同様に、できる限り道路から離れた目立たない位置に設置する。 ・車庫や物置の形態や色彩は母屋とできる限り調和させる。	同左	同左	-	-	-	-
	空き地	-	-	・未利用地、遊休農地、廃屋などを放置することにより、家並みが荒れたイメージとならないように配慮する。 ・沿道の未利用地、遊休農地などの目につきやすい場所に、産業廃棄物（廃車、廃材等）や粗大ゴミなどを放置しないようにする。	同左	同左	-	-	-	-

表 景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等（5/6）

区分	景観形成地区		景観協定			景観形成住民協定 (県条例)	まちなみ協定			
	永井地区	須川地区	東峰地区	谷地 地区	笠原 地区	谷川区	湯宿温泉地区・ 温泉街ゾーン	湯宿温泉地区・ 居住ゾーン	湯宿温泉地区・ 沿道利用ゾーン	
沿道部の扱い・工作物	看板類 屋外広告物 等の設置	-	-	同左	同左	-	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告は設置しない。 屋外広告物を設置する場合は自己用のみとし、色彩・形状は和風を基調とした温泉街の街なみとの調和に努める。 屋外広告物の設置数は各敷地6か所以内とし、広告物の規模は合計4㎡以内（一面2㎡以内）、設置箇所の高さは5m以下とする。 電光看板、電飾看板は使用しない。 木製看板、または、これに準じた和風を基調とした看板、のれんなどにより、温泉街の風情の演出に努める。 のぼりを設置する場合には、周辺との調和に配慮し、乱立を避ける。 道路と壁面間のスペースなどに、ベンチや縁台、和風の風情あるディスプレイ等を置くなど、来街者をもてなす外観の演出に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告は設置しない。 屋外広告物を設置する場合は自己用のみとし、色彩・形状は和風を基調とし、街なみとの調和に努める。 屋外広告物の設置数は各敷地6か所以内とし、広告物の規模は合計4㎡以内（一面2㎡以内）、設置箇所の高さは5m以下とする。 電光看板、電飾看板は使用しない。 のぼりを設置する場合には、周辺との調和に配慮し、乱立を避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告は設置しない。 屋外広告物を設置する場合は自己用または湯宿温泉地区への誘導に供するものとし、色彩・形状は和風を基調とした温泉街の街なみとの調和に努める。 屋外広告物の設置数は各敷地6か所以内とし、広告物の規模は合計20㎡以内（一面10㎡以内）、設置箇所の高さは5m以下とする。 のぼりを設置する場合には、周辺との調和に配慮し、乱立を避ける。 	
	室外機の設置	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 電柱及び電線等は濃茶系統の色とすること。（JIS表示色 R28-255） 既存電線については、早めに埋設化を図ると共に新規の敷設については、地中埋設化方法にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。 室外機等の設備機器を道路に面して設置する場合には、木柵や植栽等を覆い被せるなど目隠しに工夫し、周囲との景観との調和に努める。 	同左	同左
	電柱及び電線等	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 景観形成地区及び景観協定等における景観形成基準等（6／6）

区分		景観形成地区		景観協定			景観形成住民協定 (県条例)	まちなみ協定		
		永井地区	須川地区	東峰地区	谷地 地区	笠原 地区	谷川区	湯宿温泉地区・ 温泉街ゾーン	湯宿温泉地区・ 居住ゾーン	湯宿温泉地区・ 沿道利用ゾーン
沿道部の 扱い・工 作物	自動販売機 等	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の屋外への設置は、できる限り控える。 ・自動販売機を屋外へ設置する場合は、木目調などの地味な外装のものを用いるか、あるいは目立たないよう周囲を木柵等で囲んで設置することが望ましい。 ・自動販売機を沿道に設置する場合は、道路境界から2m以上後退した位置に設置し、また交差点等の目立つ位置への設置はできる限り避ける。 	同左	同左	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機は街なみと調和する色彩とするよう努める。 ・出来る限り木柵等で被い、周囲との調和に努める。 	同左	同左

表 水上駅周辺地区景観協定における景観形成のルール（1 / 4）

区分	ルール	付加ルール
<p>【A】 環境に調和した建物づくりへの取り組み</p>	<p>■工夫や味わいが感じられる外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺の自然環境と調和するよう、外壁には落ち着いた色を用いる。極端に彩度の高い原色系は、意匠のためのワンポイント以外では使用しない。 ●年月を経て味わいが出るよう、木や土壁、しっくい等自然系の素材を出来る限り用いる。 ●単調な壁面による圧迫感を解消するよう、壁面をいくつかに分割する、異素材で構成する、目地を入れる、部分的にセットバックする等、デザインを工夫する。 ●外壁に情緒ある表情を付けるように、窓枠、手すり、格子、出窓、ひさし等を設ける。また素材は極力自然のものを使い、味わいを出す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駅前広場エリア <ul style="list-style-type: none"> ・木材など地域の素材をシンプルかつ全面的に使用することを基本とする。塗装する場合は、素材そのものの風合いが損なわれないようにする。 ・無機質な表情の素材（金属系やコンクリート等、サイディングなど）は面積を抑えるか、使わない。 ・自然を模した素材（木、石積み、タイル等の模様がついたサイディングなど）は使わない。 ・落ち着いた色合いで統一感のあるまちなみをつくる。色域は7. 5 R～5 G Y を基本とする。色の彩度は4以下に抑える。ただし自然系の素材を使用する場合は、この限りではない。 ・意匠のためのワンポイントであれば、推奨する色域以外も利用出来る。ただし落ち着いた色合いが望ましい。 2. 沿道商店エリア <ul style="list-style-type: none"> ・木材など地域の素材をシンプルかつ全面的に使用することを検討する。塗装する場合は、素材そのものの風合いが損なわれないようにする。 ・無機質な表情の素材（金属系やコンクリート系、サイディングなど）は、なるべく使わない。 ・自然を模した素材（木、石積み、タイル等の模様がついたサイディングなど）はなるべく使わない。
<p>■周囲に調和する配置や高さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高さは原則として低層（2～3階）に抑える。 ※駅前エリアは駅前地盤面からの階数とする。 ●まわりの山並みやその眺望を阻害しないように配慮する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駅前広場エリア <ul style="list-style-type: none"> ・1階部は営業等で利用することを基本とする。 ・2階以上の部分は、店舗や住居等に利用し、倉庫や空き部屋にしないよう努力する。 2. 沿道商店エリア 4. 国道沿いエリア
<p>■気候・環境になじむ配置や屋根</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●雪を安全に処理し、周辺にも配慮した建物の配置や屋根の勾配を心がける。 ●屋根の色は、周辺環境に配慮したものとする。 ●「雪切り」等、地域の気候にあい、実用性が期待出来るものの設置を検討する。ただし、色や素材等に周辺との違和感が出ないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部は営業等で利用するよう努める。 ・2階以上の部分は、店舗や住居等に利用し、倉庫や空き部屋にしないよう努力する。
<p>■景観を維持していくための用途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き店舗、空き家を極力無くし、利活用に努める。 	

表 水上駅周辺地区景観協定における景観形成のルール（2 / 4）

区分	ルール	付加ルール
<p>【B】 まちに魅力・賑わいを付加するための取り組み</p>	<p>■ まちなみを整える店先</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部床の素材は、コンクリートやモルタルのむき出し、砂利敷きなどは避け、景観に寄与し、味わいを醸し出す素材（デッキ、石、タイルなど）を敷く。 ● 店先に不必要な段差を設けない等、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。 ● 店先空間を駐車スペースとすることは避ける。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駅前広場エリア <ul style="list-style-type: none"> ・駅からの一体的な見え方を考慮し、オーニング等の高さを揃える。 ・オーニング等の色は駅前エリア全体で色合いを揃えたものにする。 ・玉石、木、石など水上らしい素材や周辺と調和する素材を使うよう努める。 ・擬石や擬木など、疑似的な素材は使わない。 ・シャッターは、落ち着いた色で塗装するなど、休店日や夜間の景観に配慮する。 ・自動販売機は極力設置しない。やむを得ず設置する場合は、数をなるべく少なくする、景観に配慮して位置を工夫する、落ち着いた色の機材に取り替える、格子で囲う等に努める。 2. 沿道商店エリア <ul style="list-style-type: none"> ・日除けや雨除けになるよう建物前面にひさし等の設置を検討する。 ・玉石、木、石など水上らしい素材や周辺と調和する素材を使うよう心がける。 ・擬石や擬木など、疑似的な素材は使わないよう心がける。 ・シャッターは、落ち着いた色で塗装するなど、休店日や夜間の景観に配慮する。
	<p>■ 店のもてなしを表現する設置物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者が随所で休めるように、床几や縁台、ベンチ、テーブルなどを置く努力をする。 ● メニューや暖簾、商品など、お店の雰囲気や賑わいを演出するような物品を積極的に配置する。ただし設置物の置き過ぎや過度な演出はしないようにする。 ● 潤いを演出する植物は積極的に設置する。ただし、枯れた物を設置しないなど管理を怠らないようにする。 ● 鉢やプランター等は、プラスチックなどの人工的なものではなく、素焼きや木製の物など自然の味わいのある素材を用いる。 ● 夜間は、照明による暖かい印象の演出を心がける。蛍光灯など白色系のもは使わない。 ● 閉店後や休店日に、雑然とした印象にならないように心がける。物品やのぼり、看板等の放置はしない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駅前広場エリア <ul style="list-style-type: none"> ・人が集まり、賑わいある場所になるよう、床几や縁台などを置くことを基本とする。店先にスペースが無い場合は、店内に休憩スペースを設けることを検討する。 ・何も設置物がないなど、店先が寂しい印象にならないよう工夫する。 ・歩行者の通行の邪魔になったり、まちなみの秩序をみだすような設置物は置かない。 ・原則として、歩道上に設置物は置かない。 2. 沿道商店エリア <ul style="list-style-type: none"> ・人が集まり、賑わいある場所になるよう、床几や縁台などを置くことを検討する。店先にスペースが無い場合は、店内に休憩スペースを設けることを検討する。 ・何も設置物がないなど、店先が寂しい印象にならないよう工夫する。

表 水上駅周辺地区景観協定における景観形成のルール（3 / 4）

区分	ルール	付加ルール
<p>【B】 まちに魅力・賑わいを付加するための取り組み</p>	<p>■個性があり、周りに配慮した看板</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設置数は、周囲の雰囲気壊さないように配慮し、過剰な数の設置はしない。 ●大きさは、街のスケールに合った控えめなものにする。極端に大きなものは設置しない。 ●設置方法や設置位置は、歩行者等の安全性に十分配慮する。劣化した場合は、修繕や撤去を速やかにおこなう。 ●素材は、木材や染め布など、味わいのある自然素材の利用が望ましい。 ●デザインは、店の個性やこだわりを表現するような手づくり感のあるものが望ましい。 ●極端に彩度の高い原色系の色が広面積を占めるなど、過剰に目立つものは設置しない。 ●道案内でやむを得ない場合を除き、自己の営業所がない場所には広告物を掲出しない。 ●他社の看板は掲げないことが望ましい。 ●原則として、電光看板、電飾看板は設置しない。 ●屋上看板は設置しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駅前広場エリア <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の店とのバランスを考慮し、設置数、大きさ、位置、デザイン等には十分注意する。 ・2階以上の部分への壁面設置は、一店舗あたり原則1個とする。外壁を下地とした切り文字を配したデザインが望ましい。大きさは、4㎡以下（切り文字は文字の部分のみ算入）とする。色の多用は控え、文字は無彩色かY系が望ましい。看板全体の彩度は6以下に抑える。 ・袖看板の設置は、一店舗あたり原則1個とする（色については同上）。 ・1階部分の看板は、6個以下に抑える。 ・個性が感じられないメーカー既製品等の看板やのぼりは極力使わない。 2. 沿道商店エリア <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の店とのバランスを考慮し、設置数、大きさ、位置、デザイン等には十分注意する。 ・個性が感じられないメーカー既製品等の看板やのぼりは極力使わない。 4. 国道沿いエリア <ul style="list-style-type: none"> ・走行する自動車向けの看板は、周囲の自然環境や景観に配慮した設置数、大きさ、位置、デザイン等とする。 ・走行する自動車向けの看板は、数は2個以下、1個の大きさは4㎡以下を目安とする。
	<p>■細やかで行き届いた管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●劣化したもの、壊れたものなどを放置しない。 ●店先や玄関先が雑然としないよう整理や掃除をおこなう。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駅前広場エリア <ul style="list-style-type: none"> ・室外機、プロパンガス、設備機器等は人の目につく場所には極力置かない。やむを得ず設置する場合は、目立たない位置に設置する、格子で囲う等、景観に配慮する。 ・清掃道具、ホース等は、きちんと整理するか収納する。 2. 沿道商店エリア <ul style="list-style-type: none"> ・室外機、プロパンガス、設備機器等は人の目につく場所には置かないように努力する。設置する場合は、目立たない位置に設置する、格子で囲う等、景観への配慮を心がける。 ・清掃道具、ホース等は、きちんと整理するか収納するよう努める。

表 水上駅周辺地区景観協定における景観形成のルール（４／４）

区分		ルール	付加ルール
【B】 まちに魅力・賑わいを付加するための取り組み	■おもてなしの心がまえ	<ul style="list-style-type: none"> ●観光案内や道案内など、訪れる人を暖かい言葉でもてなす。 ●道行く人にあいさつをする、S Lが通る時に手を振るなど、地域コミュニティの豊かさがにじみ出て、観光客を歓迎するような行為を積極的におこなう。 	1. 駅前広場エリア ・強引な客引きはおこなわない。 ・大音量の音楽や大声での呼び込み等はおこなわない。
【C】 潤いのあるまちなみへの取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●現存する樹木や植栽、花を大切にする。 ●玄関先や店先には植木、植栽帯、花壇、植木鉢などを設けるようにする。庭には1本以上の樹木（中木や高木）を植えることが望ましい。 ●豊かな風景をつくる田畑や家庭菜園は、積極的に維持し活用していく。 ●空き地・駐車場は、植栽を施すなどの景観的な配慮をし、緑豊かな地域づくりへ寄与する。 ●樹木や植栽、花の管理はしっかりとおこなう。 	1. 駅前広場エリア ・植栽や植栽帯、花壇、植木鉢などを積極的に設置し、花や緑によるおもてなしを演出する。 2. 沿道商店エリア ・植栽や植栽帯、花壇、植木鉢などを積極的に設置し、花や緑によるおもてなしを演出するよう努める。 3. 川沿いエリア ・植栽や植栽帯、花壇、植木鉢などを積極的に設置し、緑豊かなまちなみをつくるよう努める。 4. 国道沿いエリア ・豊かな沿道景観をつくるため、可能な限り沿道に1本以上の樹木（中木や高木）を植えるよう努める。
【D】 地域の文化や歴史を大切にし、活かす取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●地域に昔からある蔵や木造家屋は保存し、利活用を図る。 ●祠やお堂などは大切にし、残していく。 ●敷地境界は、コンクリートブロック塀やフェンスは避け、地域の素材である玉石を使った石積みや、生け垣、竹垣、板塀、植栽などの自然素材による柔らかな印象のものにする。 ●庭作りや店先の演出にも玉石などの地域の素材を積極的に活用する。 	
【E】 安心・安全に生活するための取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ●夜間の安全性を考慮し、過剰にならない程度の明かりを公共空間に提供するよう努める。 	2. 沿道商店エリア 4. 国道沿いエリア ・建物と道路の間に空間を設けるなど、歩行者の安心・安全に配慮する。

表 湯原温泉地区景観協定における景観形成のルール（1/2）

区分		方法
1. ふれあい通りを「前庭」でつなぐ	① 店先の空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい通り沿いの建物は、建物と道路の間に距離をとり、おもてなしのための空間を確保する。 ・空地や駐車場は、緑を配置する、祭りの休憩スペースに使うなど、公共利用やまちなみ形成に寄与するよう心がける。
	② お休みどころ	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪客に一休みしてもらうための床几やベンチ、テーブルなどを置く。
	③ ひさし・屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・建物前面にひさしを取り付ける、または店先空間に屋根等を設置することにより、日除けや雨宿りの場所を提供する。
	④ 花・緑・木	<ul style="list-style-type: none"> ・植木や植栽帯、花壇、植木鉢など、花や緑による豊かな環境をつくる。
	⑤ 賑わいの演出	<ul style="list-style-type: none"> ・メニューや暖簾など、お店の雰囲気や趣を伝えながら賑わいを創り出す物品を配置する。
	⑥ 夜景	<ul style="list-style-type: none"> ・照明による店先空間の演出を心がけ、夜の温泉街としての雰囲気づくりに協力する。 ・可能な限り、明かりを通りに対して提供し、夜間の安全性を向上させる。 ・照明には、温泉情緒を感じるような暖色系の色を用いる。
2. 路地に「小庭」を散りばめる	①花と緑	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する植栽や花を大切に、積極的に増やすように心がける。 ・道沿いには植栽帯を配するなど、路地の雰囲気づくりを行う。
	②庭木	<ul style="list-style-type: none"> ・庭には1本以上の樹木（中木や高木）を植える。
	③田畑・菜園	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの田畑や家庭菜園は積極的に維持し、豊かな緑の風景をつくる。
3. 素材にこだわる	①前庭の外部床仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートやモルタルのむき出し、砂利敷きなどは避け、デッキや石、タイルなどの景観に寄与する素材を敷くことで、味わいをつくり出す。
	②垣根	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や隣地に接する境界部分は、コンクリートブロック塀やフェンスを避け、生け垣、竹垣、板塀、あるいは植栽を施すなど、自然系の素材を使って柔らかく区切るようにする。
	③玉石	<ul style="list-style-type: none"> ・土地と道路との段差部分（よう壁）には、地域の素材として玉石を使った石積みとするのが望ましい。 ・その他、庭づくりや演出などにも玉石を積極的に使用する。
	④鉢・コンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ・花や緑を植える鉢は、人工的な素材のプランターではなく素焼きの植木鉢にするなど、自然の味わいのある素材を用いてまちなみの演出をする。
	⑤外観の素材	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や建具には、経年変化によって味わいが出るような、自然系の素材を使用する。 ・シャッターにはパイプシャッターや木製シャッターなど、人の目に優しいものを用いる。
	⑥色	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁には周辺環境との兼ね合いを考え、落ち着いた色を用いる。
4. 建物で地域性をつくる	①地域伝統の建物	<ul style="list-style-type: none"> ・年月を経て味わいを醸し出している蔵や木造家屋などは、湯原の貴重な財産と捉え、保存や活用を図る。
	②山並み・展望	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、谷川岳やまわりの山並みなど、眺望方向に対して視線を妨げないよう配置や高さを工夫する。
	③雪との共存	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を建てる時には、屋根に積もった雪が安全に落ち、かつ処理がしやすいように、建物の配置や屋根の勾配を工夫する。

表 湯原温泉地区景観協定における景観形成のルール（2/2）

区分		方法
4. 建物で地域性をつくる	④ 圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に対しての圧迫感を軽減するため、壁面をいくつかに分節する、3階以上はセットバックするなど、小振りに見える建物形状とする。 ・外観には複数の素材を用いる、目地や見切りを入れるなど、単調な壁面とならないデザインにする。
	⑤ 賑わい（1階の作り方）	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉街としてのにぎわいを絶やさないために、ふれあい通りの1階部分は店舗とすることが望ましい。 ・店先に十分な空間を確保できない場合などは、店内に入った部分におもてなしや休憩ができる場所を設ける。
5. サインに節度と手づくり感を与える	① 手づくり感	<ul style="list-style-type: none"> ・看板には店の個性やこだわりを表現した、手づくり感のあるものを用いる。
	② 節度	<ul style="list-style-type: none"> ・湯原のスケールに合う、控えめな大きさのサインを設置する。 ・サインの設置数は、周囲の雰囲気壊さないように配慮する。
	③ 安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の設置方法や設置位置は、歩行者の安全性に十分配慮する。

④上信越高原国立公園谷川・苗場地域管理計画書

「上信越高原国立公園谷川・苗場地域管理計画書(平成13年9月)」において、「風致景観の管理に関する事項」のうち、特別地域及び特別保護地区内における各種行為に対する自然公園法の行為許可の審査基準として、次の事項が定められています。

景観法では、自然公園法の国立公園等を景観計画区域に含めた場合、景観計画に係る景観計画区域における自然公園法による許可の特例として、景観計画に許可の基準を定めることができる(制限の上乗せ)としています。

このため、その要否を検討する資料として、以下に審査基準の取扱方針を整理します。

■特別地域及び特別保護地区

行為の種類	項目	取扱方針
各行為 共通	①残土処理 方法	・残土処理については、国立公園区域外で処理するものとする。ただし、きわめて少量の場合で事業敷地内において敷きならしなどにより処理できる場合、又は風致景観に支障がないよう適切に処理されると認められる場合はこの限りではない。
	②廃材処理 方法	・廃材については、国立公園区域外で処理するものとする。
1 工作物 (1)建築物	①基本方針	・周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしいと認められる既存建築物と調和のとれた形態とする。
	②規模	・目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。
	③デザイン、色彩、材料等	・屋根の形態は、原則として、切妻又は寄棟屋根とする。ただし、積雪対策など合理的な理由がある場合はこの限りではない。 ・屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色系とする。ただし、自然材料(日本瓦、銅板を含む)を使用する場合はこの限りではない。 ・外部から望見される部分については、周辺自然景観に調和するようできるだけ自然材料又は自然材料を模したものを使用する。 ・壁面の色彩は、茶色系又はうす茶色系とする。
(2)道路 (車道)	④修景緑化 方法	・建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和するようできるだけ修景植栽を施す。
	①基本方針	・目的及び必要性を十分審査し、必要最小限の規模とする。また、自然に与える影響が最小となる工法をとる。
	②付帯施設の 取扱	・付帯の建築物については、「(1)建築物」の取扱方針に準ずる。 ・橋梁の色彩は、焦げ茶色系とする。ただし、構造がコンクリートによる場合は、石張り又は自然石にもして表面を模して表面を仕上げ、明度を落すなど工法を検討する。 ・危険防止柵は原則としてガードケーブルを使用する。やむを得ずガードレールを用いる場合で、展望地などから望見される箇所では、自然景観に調和するよう外側を焦げ茶色系又は暗灰色系で塗装する。 ・必要に応じ動物用横断トンネル等を設け、動物の移動に配慮する。

行為の種類	項目	取扱方針
(2)道路 (車道)		<ul style="list-style-type: none"> 側溝は、小動物の移動に支障のない形態とする。 道路標識やカーブミラーなどの設置は、安全確保上必要と認められる範囲にとどめる。 トンネルの露出部分は石張り又は自然石に模した表面仕上げとする。
	③法面処理方法	<ul style="list-style-type: none"> 法面は自然環境を維持するよう原則として表土を活用するか、郷土種を用いて緑化する工法をとる。ただし、早急な緑化が必要な場合であって周辺自然環境への影響が軽微であると認められ、かつ郷土種を併用する場合にあっては、外来牧草種の使用を認める。 モルタル又はコンクリート吹き付け工は、安全確保上他に工法がない場合以外は認めない。 ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の表面仕上げは、自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系とする。 擁壁は、自然石を用いるか又は自然石に模した表面仕上げとする。
	④修景緑化方法	<ul style="list-style-type: none"> 沿道に植栽帯を設けるなど、修景緑化を行う場合は郷土種を用いるものとする。 支障となる植物のうち移植可能なものは仮植え後、周辺の緑化復元に利用する。 工事に伴う地形変更部は、あらかじめ表土を剥ぎ取りいったん保存し、これを周辺の緑化復元に利用する。
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 廃道敷は、舗装等人工物を撤去の上、郷土種を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより災害の発生するおそれのある擁壁などについてはこの限りではない。
(3)電柱、鉄塔、アンテナ	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地、利用拠点などから望見される場合は、許可しない。 電柱は、できるだけ電線を地下埋設することにより設置しない。 やむを得ず電柱を地上に設置する場合であって、電線と電話線が並行する場合は、共架方式とする。 アンテナは共同方式又は分散方式など、風致景観に対する支障が最小になる方法をとる。
	②規模、色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 規模は、目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。 色彩は自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系とする。ただし、安全確保上必要な場合など、合理的な理由がある場合はこの限りではない。
(4)自動販売機	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における単独での設置は許可しない。 建物に付随して屋外に設置する場合は、周辺自然景観に調和するよう本体を自然材料で覆うか、焦げ茶色系など周辺の自然環境と調和した色彩で塗装する。
2 木竹の伐採	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 通常の森林施業に係るもの、施設の維持管理のため必要なもの、安全確保上必要なもの以外は許可しない。
3 土石の採取 (1)ボーリング	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 湿原、温泉、湧水等水文環境への影響を十分考慮する。
(2)採石業	①採取方法	<ul style="list-style-type: none"> 河川砂利の採取は、主要展望地、利用拠点などから望みされる場所を避ける。また、河川の水量を変化させる工法を避ける。

行為の種類	項目	取扱方針
(3)その他	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止又は期間を定めて実施する学術研究のために行われるもの以外は許可しない。
4 広告物	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものはできるだけ統合する。 ・主たる眺望方向にあたる箇所での設置は許可しない。
	②規模、構造	<ul style="list-style-type: none"> ・規模は目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。 ・材料は、できるだけ木材や石材などの自然材料を用い、地は焦げ茶色又は自然材料の場合は素材色とし、文字は白色又は黒色とする。 ・照明をつける場合は、目的を達成する範囲で必要最小限の外部照明とする。 ・また、必要に応じ外国語を併記する。
5 植物の採取・損傷等	①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・期間を定めて実施する学術研究又は公共機関が植生復元を目的として行う種子の採取以外は原則として許可しない。
6 学術研究共通		<ul style="list-style-type: none"> ・許可に当たって、以下の①～⑤の事項を履行することとする。 ①調査結果は自然保護事務所長宛に報告をする。 ②履き物の底は柔らかいものを使用し、行為に伴う周辺植物の損傷を必要最小限とするよう配慮する。 ③行為に当たっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章などを着用して他の国立公園利用者との区別を明確にする。 ④行為地は、できるだけ通常の公園利用者から望見されない場所を選ぶ。 ⑤行為の時期は、利用者の集中する期間をできるだけ避ける。

■普通地域

普通地域内における各種行為については、特別地域及び特別保護地区内の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

(6) ユネスコエコパークに関連する事項

①ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)とは

世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれています。

②登録の基準

生物圏保存地域世界ネットワーク定款は、世界の生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)ネットワークに加盟するためのユネスコが定める基本規則です。

登録されるためには、この定款の内容を満たしていることが必要で、登録基準のほか、生物圏保存地域の定義、3つの機能(保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援)、ゾーニング(核心地域、緩衝地域、移行地域の3地域の要件)等について示すとともに、生態系の豊かさが保全されているか、地域主導の活動となっているか、持続可能な資源利用や自然保護と調和のとれた取組が行われているか、将来の活動の継続を担保する組織体制や計画があるか等の要件を定めています。

③生物圏保存地域審査基準

生物圏保存地域世界ネットワーク定款では、ユネスコ加盟国が、独自に国内の審査基準を設けることを奨励しています。日本においては、ユネスコエコパーク候補地をユネスコに推薦するための「生物圏保存地域基準」を策定しました。

④生物圏保存地域基準

■生物圏保存地域候補地の機能

次の3つの機能をもつこと。

- ①人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上重要な地域であること
- ②自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取組が行われていること
- ③持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること

■ゾーニング

核心地域、緩衝地域及び移行地域の3地域にゾーニングされており、各地域が次の要件を全て満たしていること。

①核心地域

- ・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること
- ・次のカテゴリーの1つ以上に合致していること
 - (ア)生物地理学的区域を代表する生態系であること
 - (イ)生物多様性の保全の観点から重要な地域であること
 - (ウ)絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること
- ・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること

②緩衝地域

- 核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること
- 核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること
- 環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること

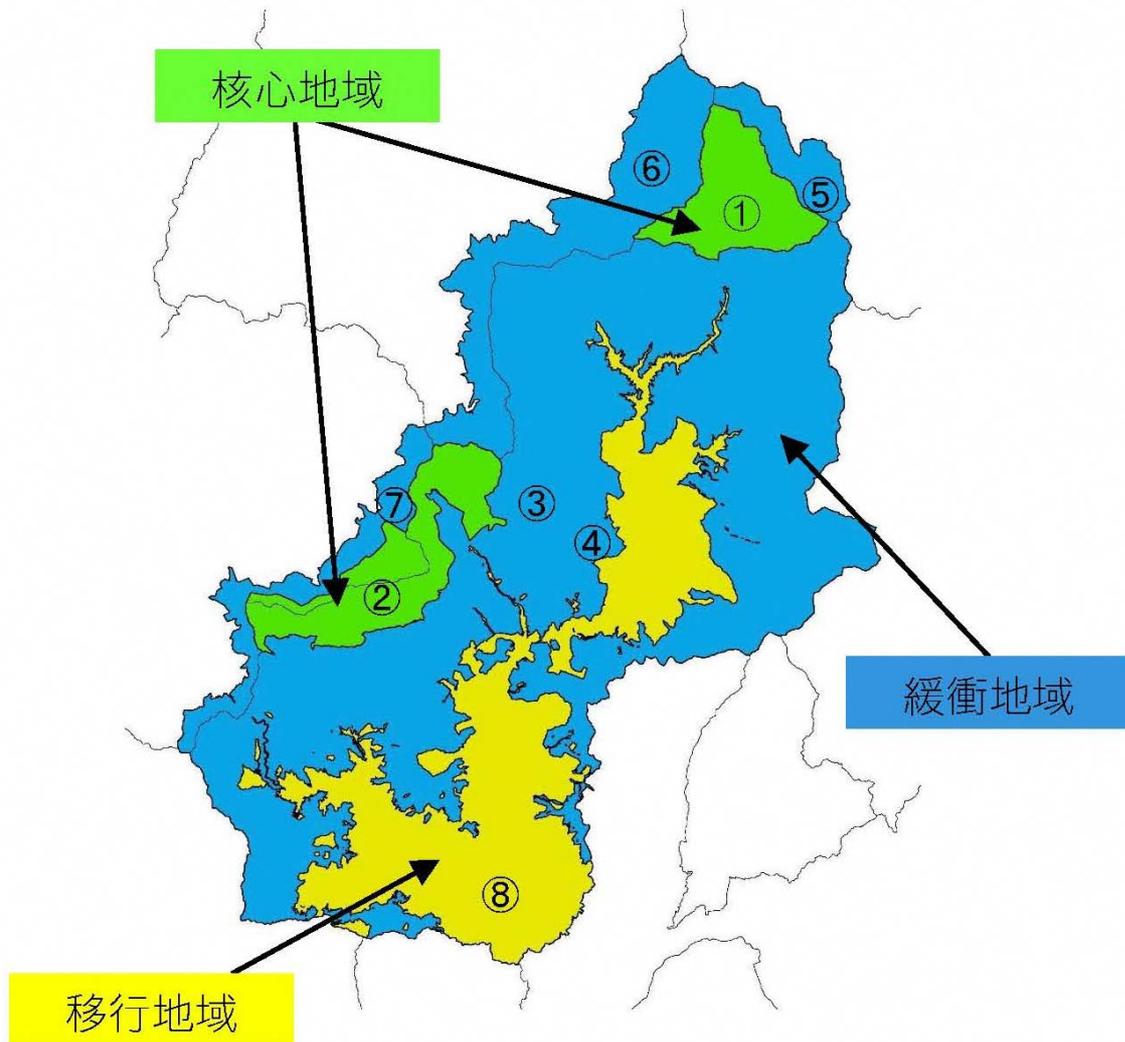
③移行地域

- 核心地域及び緩衝地域の周囲または隣接する地域であること
- 緩衝地域を支援する機能を有すること
- 自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること

■設定範囲

- 生物圏保存地域（①核心地域、②緩衝地域、③移行地域）の設置目的を果たすために適度な広さであること
- 相互の地域が干渉しないこと

図 みなかみユネスコエコパークの土地利用区分



<みなかみユネスコエコパークの総面積>	
91,368ha	
(自治体面積)	
みなかみ町	78,108ha
魚沼市	1,812ha
南魚沼市	7,376ha
湯沢町	4,072ha

出典：みなかみユネスコエコパークの概要(総合戦略課エコパーク推進室資料)

2. 基本的事項の整理

(1) 地形・地勢（※都市計画マスタープランベース）

町の大部分は山地で、利根川や赤谷川に沿ってわずかに平地が見られます。森林面積は約700km²で、町域の約90%を占めています。標高は300mから2,000m級の山岳にまでわたり、群馬・新潟県境の谷川連峰や平ヶ岳、至仏山、武尊山等の山々に囲まれており、町内からは雄大な山岳景観を望むことができます。山麓には水上温泉郷、月夜野・上牧温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷等、「みなかみ18湯」と称される多くの温泉地があります。

町の北東部には利根川の水源地がありますが、ほぼ手つかずの自然が残されており、下流域の生命と経済活動を支える重要な役割を担うとともに、四季折々の美しい清流の景観を見せてくれます。

図 みなかみ町の地形区域



※この地図は、国土調査による「20万分の1土地分類基本調査 GIS データ」を使用し、みなかみ町が作成したものです。

(2) 人口・世帯動向（※都市計画マスタープランベース）

人口は、昭和30年の35,696人をピークに一貫して減少傾向にあり、平成27年には19,356人にまで減少しています。また、平成7年以降減少率が拡大する傾向にあります。

世帯数は、平成7年の8,441世帯をピークに減少に転じており、平成27年には7,602世帯にまで減少しています。また、世帯あたり人員は人口減少が加速していることもあり、平成7年の3.1人／世帯から平成27年には2.5人／世帯に減少しています。

図 人口・世帯数の推移

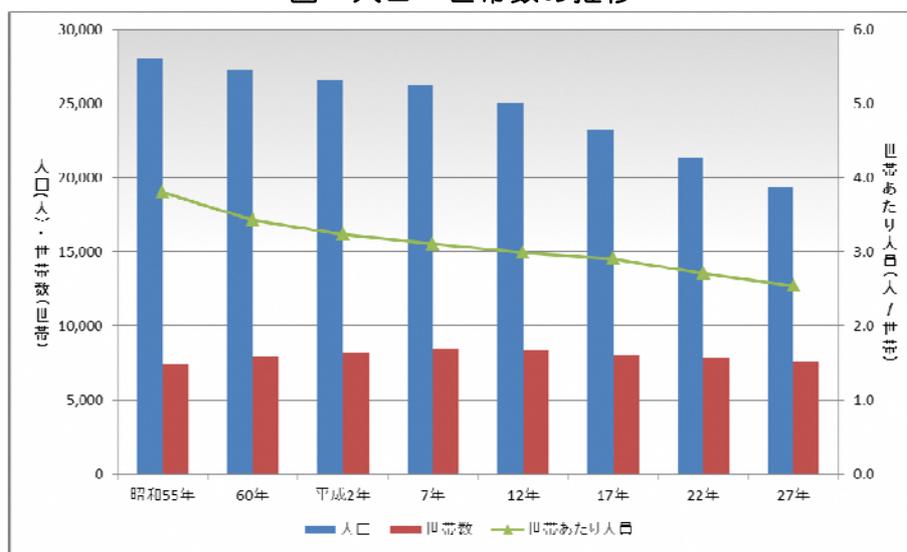


表 人口・世帯数の推移

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
人口(人)	28,123	27,261	26,540	26,252	25,079	23,310	21,345	19,356
増減率	-	-3.1%	-2.6%	-1.1%	-4.5%	-7.1%	-8.4%	-9.3%
世帯数(世帯)	7,390	7,937	8,192	8,441	8,391	8,021	7,864	7,602
増減率	-	7.4%	3.2%	3.0%	-0.6%	-4.4%	-2.0%	-3.3%
世帯あたり人員(人/世帯)	3.8	3.4	3.2	3.1	2.99	2.9	2.7	2.5

(国勢調査)

(3) 歴史・文化

①歴史

【古代】

みなかみ町には、国指定文化財の史跡として矢瀬遺跡、水上石器時代住居跡が指定されているように、縄文時代中期の住居跡があることから、古くから居住に適した地であったことがうかがえます。



<矢瀬遺跡>

【古代から中世】

古くは沼田氏が治めており、戦国時代には関東の北条氏、信州の真田氏、越後の上杉氏の闘いが幾度となく繰り返され、豊臣秀吉の時代になり沼田城は北条氏に、月夜野地域にある名胡桃城は真田氏の帰属と決められました。北条氏がこれを破り、名胡桃城を攻め落とすため北条氏討伐の小田原攻めが行われました。このことから、名胡桃城は秀吉の天下統一のきっかけの舞台となったと言われています。



<名胡桃城址>

【近世】

江戸時代になると上州から越後に抜ける街道として、三国峠を通る「三国街道」と清水峠を通る「清水峠越往還」が整備され、宿場、関所、番所がおかれて集落が形成されました。

三国街道は、北国大名の参勤交代路や新潟奉行、佐渡奉行の通行路として、また江戸と越後の物資の流通路として活用されました。

街道から離れた地域では、農村集落が形成されました。

温泉地は古くから開湯された温泉地が多く、江戸から明治にかけては寒湯治、土用湯治などで主に地元農家に利用されていました。



<旧須川宿(たくみの里)>

【近代】

清水峠越往還は、明治18年には清水越え新道(清水国道)として全通し、人力車や荷車、荷馬車の輸送路として利用されほか、昭和6年の清水トンネルの完成により上越線が全線開通となり、昭和22年には全線が電化、昭和29年には東京―水上間に初めて電車が走り所要時間は3時時間に短縮されました。

こうした上越線等の土木工事が行われるようになると、水上地域の温泉地では、工事関係者の宿泊需要が多くなり、さらに、昭和30年の高度経済成長期における余暇需要の拡大や、企業などを中心に宴会で温泉地に訪れる団体客が増加し、湯原地区などの温泉街では大型旅館が建設され、大きく発展しました。

昭和34年には三国トンネルの完成により、国道17号が全線開通し、昭和57年には上越新幹線の開通による上毛高原駅の開設に加え、昭和60年の関越自動車道開通により月夜野インターチェンジと水上インターチェンジが設置されるなど高速交通網が整備され、首都圏からのアクセスがしやすく、谷川岳登山、風光明媚な自然景観など、優れた観光資源に恵まれた地域として発展を続けています。

②文化財

みなかみ町の文化財は、国指定文化財として矢瀬遺跡、水上石器時代住居跡の2史跡が記念物として指定されるほか、有形文化財、民俗文化財、登録文化財を含め、8つの文化財が指定されています。また、県指定文化財が21、町指定文化財が73、指定されていることから、指定文化財の合計は102となっています。

最近では平成28年3月17日に、「如意寺の天井絵」及び「龍谷寺の天井絵」が町の重要文化財に指定されています。

表 指定文化財一覧①

番号	区分	種類	指定年月日	指定等名称	所在地(保管先)	管理者	所有者
1	国	重要文化財	昭和45年6月17日	旧戸部家住宅	湯原443	みなかみ町	みなかみ町
2	県	重要文化財	昭和27年11月11日	旧大庄屋役宅書院	東峰220	個人	個人
3	県	重要文化財	昭和28年8月25日	泰寧寺山門	須川93	泰寧寺	泰寧寺
4	県	重要文化財	昭和59年12月25日	子持神社本殿	上牧528-1	氏子一同	子持神社
5	町	重要文化財	昭和46年7月24日	中村天満宮舞殿	下津2332-1	中村区	中村天満宮
6	町	重要文化財	昭和50年5月21日	茂左衛門の奥之院本堂	上津807-14	茂左衛門千日堂委員会	嶽林寺
7	町	重要文化財	昭和52年10月22日	大峰神社本殿	小仁田74-1	氏子総代	大峰神社
8	町	重要文化財	昭和52年10月22日	富士浅間神社中宮	谷川556-43	氏子総代	富士浅間神社
9	町	重要文化財	昭和52年10月22日	菅原神社本殿	小日向473	氏子総代	菅原神社
10	町	重要文化財	昭和56年2月26日	藤原諏訪神社歌舞伎舞台並びに観覧席	藤原3419	氏子総代	藤原諏訪神社
11	町	重要文化財	昭和59年7月1日	月夜野神社本殿	月夜野1259-1	月夜野神社	月夜野神社
12	町	重要文化財	平成20年4月1日	羽場日枝神社の下座	羽場588-1	羽場日枝神社	羽場日枝神社
13	国	重要文化財	昭和17年6月26日	紫紙金字華嚴経巻六十五	永井653	個人	個人
14	国	重要文化財	昭和17年6月26日	紺紙銀字華嚴経巻第一	永井653	個人	個人
15	国	重要文化財	昭和25年8月29日	大般若経巻第二百五十七	永井653	個人	個人
16	県	重要文化財	昭和26年10月5日	泰寧寺本堂欄間及び須弥壇	須川93	泰寧寺	泰寧寺
17	県	重要文化財	昭和48年4月25日	綱子の宝篋印塔	綱子37	みなかみ町	綱子区
18	県	重要文化財	昭和56年5月6日	明徳寺の木造聖観音坐像	後閑1478	明徳寺	明徳寺
19	町	重要文化財	昭和45年4月1日	貞享の水櫃	後閑318(役場)	みなかみ町	みなかみ町
20	町	重要文化財	昭和45年4月1日	上杉謙信の供養塔	上津2578	如意寺	如意寺
21	町	重要文化財	昭和46年7月24日	名胡桃の芭蕉句碑	下津2439-1	地元関係者	中村薬師堂
22	町	重要文化財	昭和46年7月24日	月夜野の芭蕉句碑	月夜野488-2	茂左衛門千日堂委員会	嶽林寺
23	町	重要文化財	昭和46年7月24日	下牧の芭蕉句碑	下牧1248-1	下牧区	下牧区
24	町	重要文化財	昭和48年6月1日	貞治の宝篋印塔	上津1610-1	上津区	見沢馬廻堂
25	町	重要文化財	昭和48年6月1日	明徳の宝篋印塔	下津4061	三重院	三重院
26	町	重要文化財	昭和48年7月1日	応永の宝篋印塔	上牧1623	個人	個人
27	町	重要文化財	昭和49年3月18日	赤谷十二神社の絵馬	相俣2170-1	氏子総代	赤谷十二神社
28	町	重要文化財	昭和49年3月18日	羽場日枝神社の間引絵馬	羽場588-1	氏子総代	羽場日枝神社
29	町	重要文化財	昭和49年3月18日	羽場日枝神社の獅子頭	羽場588-1	氏子総代	羽場日枝神社
30	町	重要文化財	昭和49年3月18日	猿ヶ京神明神社の雨宮神額	猿ヶ京温泉1500-2	氏子総代	猿ヶ京神明神社
31	町	重要文化財	昭和50年5月21日	龍谷寺の十六羅漢像	師1668-1	龍谷寺	龍谷寺
32	町	重要文化財	昭和50年5月21日	長野神社の棟札	下牧618-1	下牧区	牧野神社
33	町	重要文化財	昭和50年5月21日	村主八幡神社の算額	上津1233	村主八幡神社	村主八幡神社
34	町	重要文化財	昭和52年10月22日	北貝戸の宝篋印塔	湯原1169	みなかみ町	みなかみ町
35	町	重要文化財	昭和52年10月22日	一畝田の双体道祖神(塞神)	藤原4375	個人	個人
36	町	重要文化財	昭和52年12月1日	櫛淵虚冲軒の練手石	下牧2390	玉泉寺	玉泉寺
37	町	重要文化財	昭和52年12月1日	松井市兵衛の越訴状控え	月夜野1814-1(郷土歴史資料館)	みなかみ町	個人
38	町	重要文化財	昭和52年12月1日	徒渉万葉歌碑	後閑(利根川河川敷)	地元関係者	後閑区
39	町	重要文化財	昭和55年6月1日	玉泉寺の禁芸碑	後閑2920-2	玉泉寺	玉泉寺
40	町	重要文化財	昭和55年6月1日	貞和の板碑	月夜野1814-1(郷土歴史資料館)	みなかみ町	個人
41	町	重要文化財	昭和55年6月1日	永仁の板碑	上津2313-1	大重院	大重院
42	町	重要文化財	昭和56年2月26日	富士浅間神社の懸仏	湯原809-6	みなかみ町	富士浅間神社
43	町	重要文化財	昭和56年2月26日	大穴の石幢六地藏尊	大穴187	みなかみ町	大穴区
44	町	重要文化財	昭和56年2月26日	応永寺の十王(閻魔王)	藤原4002	応永寺	応永寺
45	町	重要文化財	昭和56年7月5日	村主八幡神社の絵馬	上津1233	村主八幡神社	村主八幡神社
46	町	重要文化財	平成16年3月19日	火繩跡銘「安政二年三月吉日 上州沼田住今井定利」	月夜野495-7	個人	個人
47	町	重要文化財	平成20年4月1日	羽場日枝神社の拝殿欄間彫刻	羽場588-1	羽場日枝神社	羽場日枝神社
48	町	重要文化財	平成24年3月1日	武田勝頼の朱印状	布施1532番地1	個人	個人
49	町	重要文化財	平成26年9月1日	子持神社覆屋	上牧528-1	氏子一同	子持神社
50	町	重要文化財	平成26年9月1日	河合家住宅	東峰220	個人	個人
51	町	重要文化財	平成27年6月2日	但馬院の天井絵	新巻3587-1	但馬院	但馬院

平成28年4月1日現在(町資料)

表 指定文化財一覧②

番号	区分	種類	指定年月日	指定等名称	所在地(保管先)	管理者	所有者
52	町	重要文化財	平成27年6月2日	廣福寺の天井絵	羽場1792	廣福寺	廣福寺
53	町	重要文化財	平成27年6月2日	羽場日枝神社の天井絵	羽場588-1	羽場日枝神社	羽場日枝神社
54	町	重要文化財	平成28年3月17日	如意寺の天井絵	上津2578	如意寺	如意寺
55	町	重要文化財	平成28年3月17日	龍谷寺の天井絵	師1668	龍谷寺	龍谷寺
56	国	重要有形民俗文化財	平成9年12月15日	上州藤原(旧雲越家)の生活用具及び民家	藤原3688	みなかみ町	みなかみ町
57	県	重要有形民俗文化財	昭和58年2月22日	小川島の歌舞伎舞台	下津1314	小川島区	若宮八幡宮
58	県	重要無形民俗文化財	昭和58年2月22日	古馬牧の人形浄瑠璃(附人形)	下牧610-2	下牧人形芝居保存会	下牧区
59	県	重要無形民俗文化財	平成7年3月24日	東峰須川の池祭り	東峰1373	個人	個人
60	町	重要無形民俗文化財	昭和45年4月1日	小高諏訪神社の獅子舞	後閑2531	獅子舞保存会	小高諏訪神社
61	町	重要無形民俗文化財	昭和45年4月1日	小川神社の太々神楽	小川森原1049-1	太々神楽保存会	小川神社
62	町	重要無形民俗文化財	昭和49年3月18日	羽場日枝神社の獅子舞	羽場588	氏子総代	日枝神社
63	町	重要無形民俗文化財	昭和49年3月18日	猿ヶ京神明神社の神道修成派太々神楽	猿ヶ京温泉1500-2	神道修成派太々神楽講	猿ヶ京神明神社
64	町	重要無形民俗文化財	昭和49年3月18日	布施稲荷神社太々神楽	布施2013	神道修成派太々神楽講	布施稲荷神社
65	町	重要無形民俗文化財	昭和49年3月18日	新治村盆踊り「四ッ足・六ッ足・よい・やさ足」	布施365	みなかみ町	みなかみ町
66	町	重要無形民俗文化財	昭和60年7月19日	藤原の獅子(師)子舞	藤原地区	藤原の獅子舞保存会	藤原の獅子舞保存会
67	町	重要無形民俗文化財	平成4年2月4日	村主八幡神社の太々神楽	上津1233	御神楽保存会	村主八幡神社
68	町	重要無形民俗文化財	平成5年12月14日	小松八幡宮の太々神楽	下津4299-2	太々神楽保存会	竹改戸小松八幡宮
69	国	史跡	昭和19年11月13日	水上石器時代住居跡	大穴705・537	みなかみ町	みなかみ町
70	国	史跡	平成9年3月17日	矢瀬遺跡	月夜野2939-1外	みなかみ町	みなかみ町
71	県	史跡	昭和24年12月20日	名胡桃城址	下津3437 外	みなかみ町	みなかみ町
72	県	史跡	昭和26年6月19日	猿ヶ京開所跡並びに旧役(附関係資料)	猿ヶ京温泉1145	三國路与謝野晶子紀行文学館	(株)東日本セレモ
73	県	史跡	昭和52年4月1日	梨の木平敷石住居跡	月夜野1805-6外	みなかみ町	みなかみ町
74	町	史跡	昭和45年4月1日	明徳寺城址	後閑1717-1外	地元関係者	地元関係者
75	町	史跡	昭和45年4月1日	小川城址	月夜野1125外	小川城址保存会	地元関係者
76	町	史跡	昭和45年4月1日	石倉城址	石倉1788外	地元関係者	地元関係者
77	町	史跡	昭和49年3月18日	永井宿本陣跡	永井467	個人	個人
78	町	史跡	昭和50年5月21日	後閑館址	後閑466外	地元関係者	地元関係者
79	町	史跡	昭和53年4月1日	八東脛洞窟遺跡	後閑3430	後閑坂上地区	八東脛神社
80	町	史跡	昭和53年4月1日	塚原古墳群	上津355-1外	地元関係者	地元関係者
81	町	史跡	昭和58年6月1日	若宮塚(如意姫)	上津1233	村主八幡神社	村主八幡神社
82	町	史跡	平成2年8月7日	政所沢口遺跡の製鉄炉址	政所沢口307外	みなかみ町	個人
83	県	天然記念物及び名勝	昭和27年11月11日	大峰山浮島及び湿原植物	小川宇大峰山4199番地ほか	みなかみ町	国有林内
84	県	天然記念物及び名勝	昭和48年8月21日	川手山洞窟群及びスニ石	入須川1419	入須川生産森林組合	入須川生産森林組合
85	県	天然記念物	昭和27年11月11日	上津のうばザクラ	上津1130-1	個人	個人
86	県	天然記念物	昭和27年11月11日	村主の大ケヤキ	上津1233	村主八幡神社	村主八幡神社
87	県	天然記念物	昭和27年11月11日	相俣のさかさザクラ	相俣1474	日枝神社氏子	日枝神社
88	県	天然記念物	昭和32年9月10日	水上町モリアオガエル繁殖地	小日向553	みなかみ町	個人
89	県	天然記念物	昭和36年1月6日	大峰山モリアオガエル繁殖地	小川大峰山252番地ほか	みなかみ町	国有林(保安林)
90	県	天然記念物	昭和38年1月8日	入須川のヒカリゴケ自生地	入須川1419	入須川生産森林組合	入須川生産森林組合
91	県	天然記念物	平成20年3月27日	ユビソヤナギ群落	湯檜曾川流域	群馬県	群馬県
92	町	天然記念物	昭和48年7月1日	大沼(権現沼)モリアオガエル繁殖地	大沼沼平	みなかみ町	国有林
93	町	天然記念物	昭和49年3月18日	永井下屋敷原生林	永井下屋敷	みなかみ町	みなかみ町
94	町	天然記念物	昭和49年3月18日	海円寺の大イチョウ	相俣32	海円寺	海円寺
95	町	天然記念物	昭和49年3月18日	東峰のナシノキ	東峰953-1	個人	個人
96	町	天然記念物	昭和55年6月1日	小松八幡宮の大スギ	下津4299-2	竹改戸小松八幡宮	竹改戸小松八幡宮
97	町	天然記念物	平成12年3月1日	町組のエドヒガンザクラ	月夜野406-1	個人	個人
98	町	天然記念物	平成15年7月14日	富士浅間神社のムレスギ	谷川553	富士浅間神社氏子総代	富士浅間神社
99	町	天然記念物	平成15年7月14日	八幡様のムレスギ	谷川287	富士浅間神社氏子総代	富士浅間神社
100	町	天然記念物	平成15年7月14日	湯原神社のムレスギ	湯原358	湯原神社氏子総代	湯原神社
101	町	天然記念物	平成21年6月4日	布施稲荷神社のウツクシマツ	布施2013	氏子総代	布施稲荷神社
102	国	登録文化財	平成18年8月24日	法師温泉長寿館	永井650	(有)法師温泉長寿館	(有)法師温泉長寿館

平成28年4月1日現在(町資料)

(4) 土地利用・基盤整備状況

① 土地利用

平成24年度都市計画基礎における土地利用状況をみると、都市計画区域では自然的土地利用が85%、都市的土地利用が15%となっています。

都市計画区域の用途地域指定区域では都市的土地利用が63%を占めています。土地利用区別にみると、住宅用地の割合が最も高く28%、次いで農地が24%、道路用地が12%となっています。平成19年度調査からの推移をみると、自然的土地利用の農地が減少し、都市的土地利用に転換されています。

用途地域指定区域外では自然的土地利用が87%を占めています。土地利用区別にみると、山林の割合が最も高く64%、次いで農地が14%となっています。

図 土地利用現況(都市計画区域)

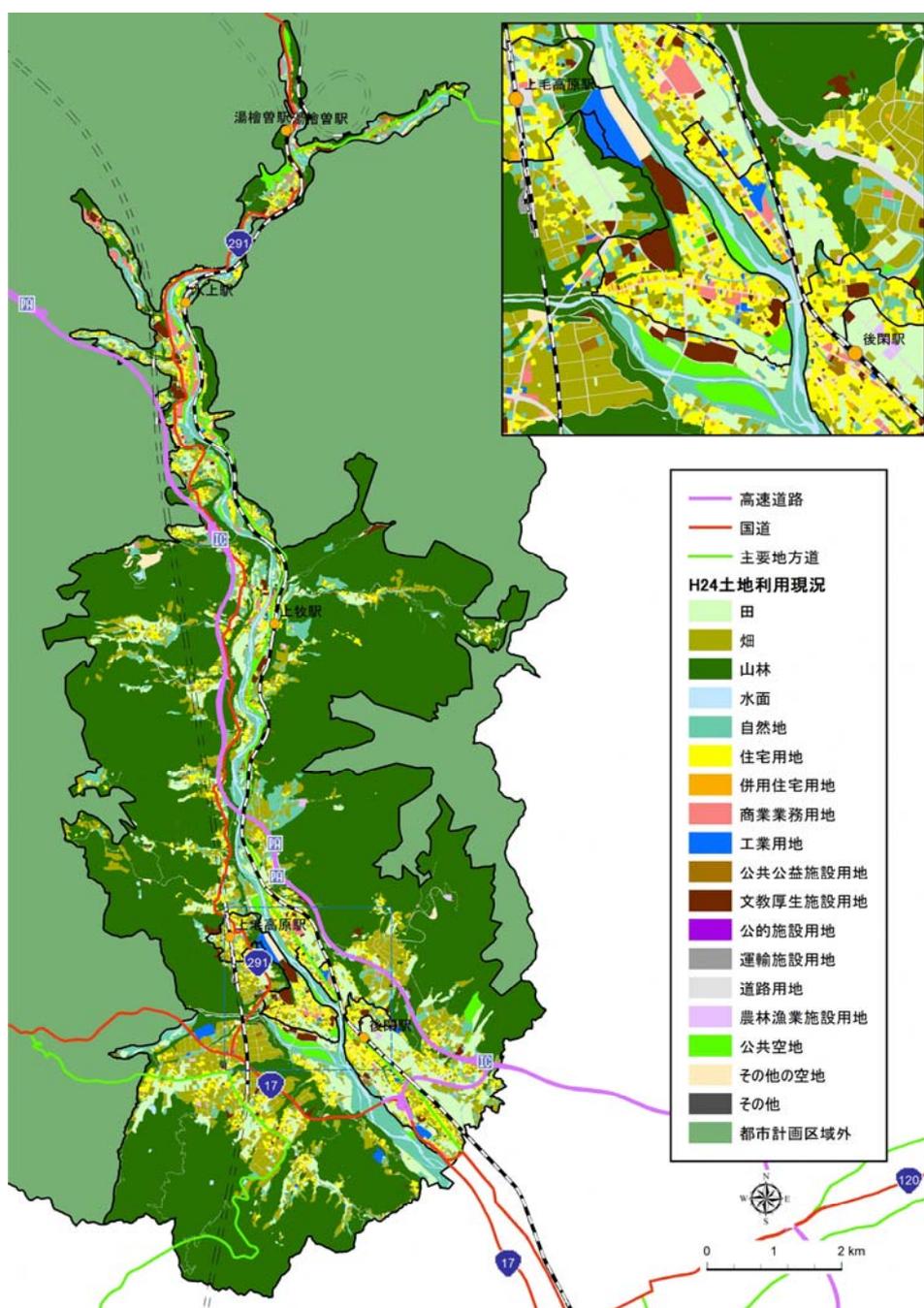


図 区域別の土地利用状況の推移

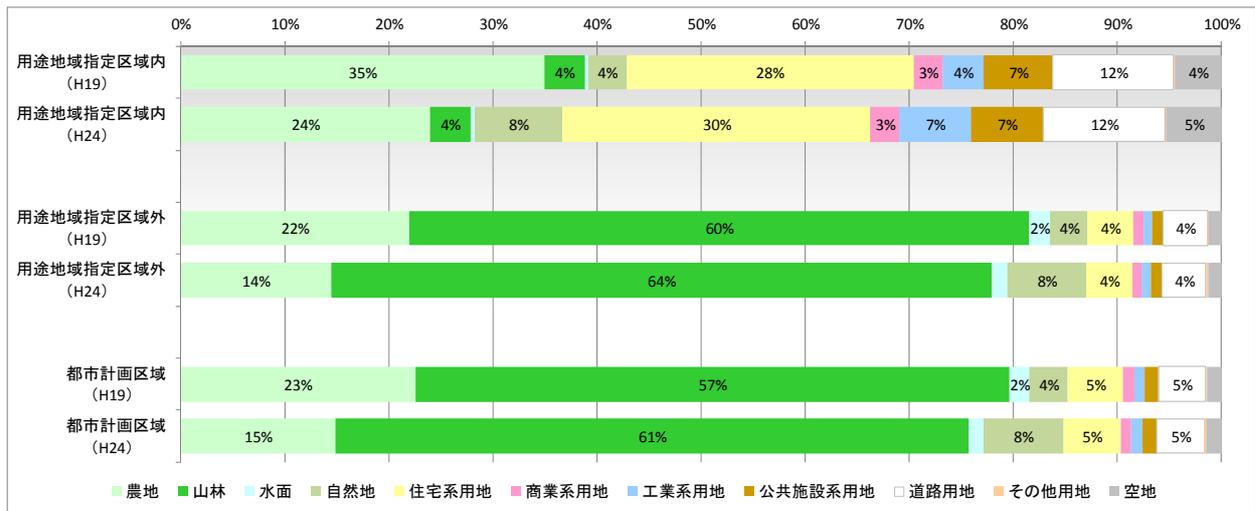


表 区域別の土地利用状況の推移

単位: ha

土地利用区分	用途地域指定区域内					用途地域指定区域外					都市計画区域					備考	
	平成19年	平成24年	増減	構成比		平成19年	平成24年	増減	構成比		平成19年	平成24年	増減	構成比			
				平成19年	平成24年				平成19年	平成24年				平成19年	平成24年		
自然的土地利用	田	41.0	28.2	-45%	14.9%	10.1%	371.9	339.8	-9%	6.2%	5.7%	412.9	368.0	-12%	6.6%	5.9%	農地
	畑	55.4	38.5	-44%	20.1%	13.8%	938.1	522.1	-80%	15.7%	8.8%	993.5	560.6	-77%	15.9%	9.0%	農地
	農地計	96.4	66.7	-45%	34.9%	24.0%	1,310.0	861.9	-52%	22.0%	14.5%	1,406.4	928.6	-51%	22.5%	14.9%	
	山林	10.7	10.7	0%	3.9%	3.8%	3,551.4	3,785.4	6%	59.6%	63.5%	3,562.1	3,796.1	6%	57.1%	60.8%	山林
	水面	1.0	1.0	0%	0.4%	0.4%	120.5	85.5	-41%	2.0%	1.4%	121.5	86.5	-40%	1.9%	1.4%	水面
	自然地	10.1	23.6	57%	3.7%	8.5%	216.6	456.3	53%	3.6%	7.7%	226.7	479.9	53%	3.6%	7.7%	自然地
小計	118.2	102.0	-16%	42.8%	36.7%	5,198.5	5,189.1	0%	87.2%	87.1%	5,316.7	5,291.1	0%	85.2%	84.8%		
都市的土地利用	住宅用地	71.4	77.2	8%	25.9%	27.8%	246.0	247.6	1%	4.1%	4.2%	317.4	324.8	2%	5.1%	5.2%	住宅系用地
	併用住宅用地	4.7	5.1	8%	1.7%	1.8%	12.3	13.0	5%	0.2%	0.2%	17.0	18.1	6%	0.3%	0.3%	住宅系用地
	商業業務用地	7.9	7.7	-3%	2.9%	2.8%	59.1	55.7	-6%	1.0%	0.9%	67.0	63.4	-6%	1.1%	1.0%	商業系用地
	工業用地	6.2	13.7	55%	2.2%	4.9%	13.6	13.4	-1%	0.2%	0.2%	19.8	27.1	27%	0.3%	0.4%	工業系用地
	公共施設系用地	1.9	2.3	17%	0.7%	0.8%	13.3	12.0	-11%	0.2%	0.2%	15.2	14.3	-6%	0.2%	0.2%	公共施設系用地
	文教厚生用地	16.6	17.0	2%	6.0%	6.1%	50.0	54.3	8%	0.8%	0.9%	66.6	71.3	7%	1.1%	1.1%	公共施設系用地
	公的施設用地	0.0	0.0	-	0.0%	0.0%	0.0	0.0	-	0.0%	0.0%	0.0	0.0	-	0.0%	0.0%	公共施設系用地
	運輸施設用地	4.5	5.4	17%	1.6%	1.9%	37.1	38.4	3%	0.6%	0.6%	41.6	43.8	5%	0.7%	0.7%	工業系用地
	道路用地	32.0	32.6	2%	11.6%	11.7%	252.2	250.3	-1%	4.2%	4.2%	284.2	282.9	0%	4.6%	4.5%	道路用地
	農林漁業施設用地	0.3	0.5	40%	0.1%	0.2%	7.5	10.7	30%	0.1%	0.2%	7.8	11.2	30%	0.1%	0.2%	其他用地
	公共空地	3.2	3.3	3%	1.2%	1.2%	47.3	46.1	-3%	0.8%	0.8%	50.5	49.4	-2%	0.8%	0.8%	空地
	その他の空地	9.1	11.2	19%	3.3%	4.0%	26.1	30.4	14%	0.4%	0.5%	35.2	41.6	15%	0.6%	0.7%	空地
	その他	0.0	0.0	-	0.0%	0.0%	0.0	0.0	-	0.0%	0.0%	0.0	0.0	-	0.0%	0.0%	其他用地
小計	157.8	176.0	10%	57.2%	63.3%	764.5	771.9	1%	12.8%	12.9%	922.3	947.9	3%	14.8%	15.2%		
合計	276.0	278.0	-	100.0%	100.0%	5,963.0	5,961.0	-	100.0%	100.0%	6,239.0	6,239.0	-	100.0%	100.0%		

②基盤整備状況（※都市計画マスタープランベース）

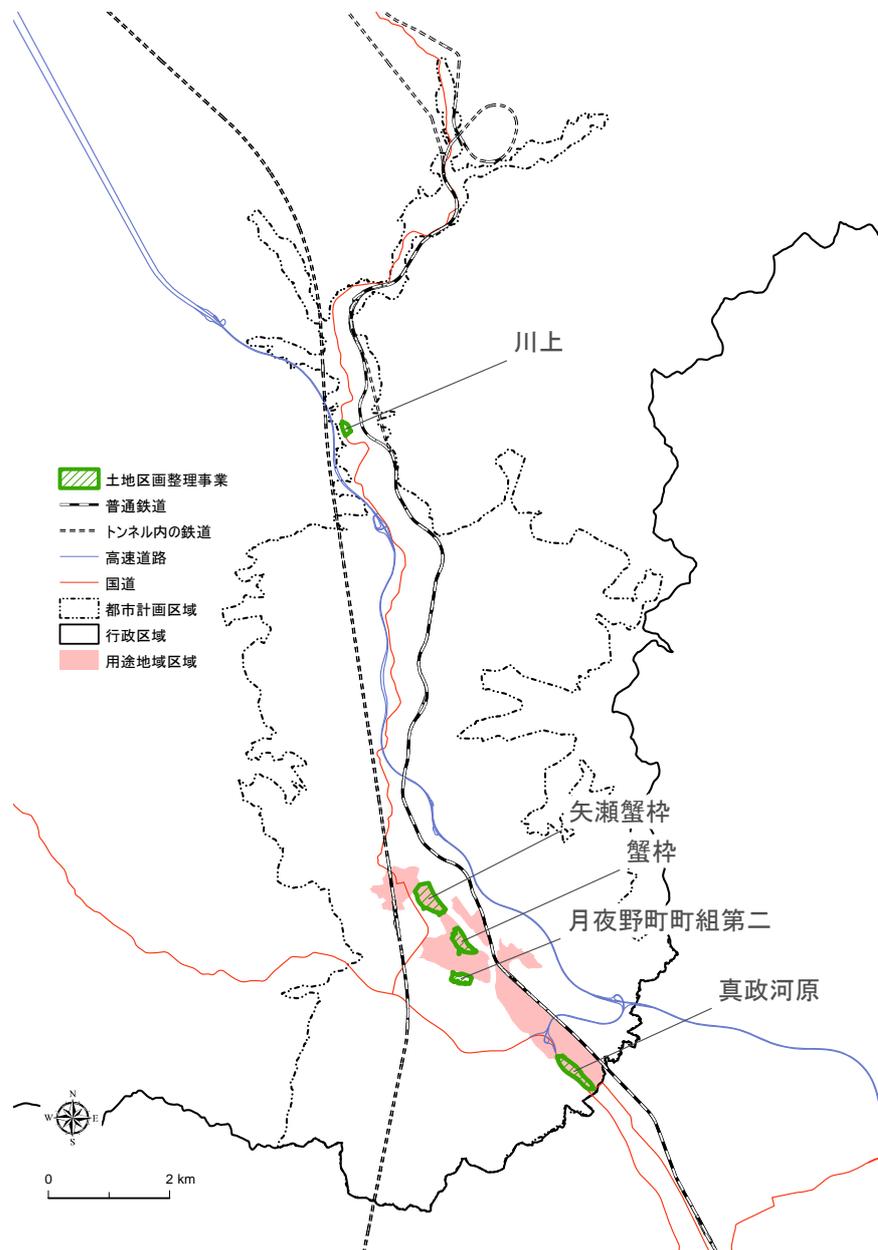
平成28年3月末現在、土地区画整理事業は5地区（合計36.8ha）において施工済となっています。

表 土地区画整理事業

地区名	施行者	施行面積 (ha)	都市計画決定 年月日	許可年月日 (公告)	施行期間		換地処分年月日 (公告)
					自	至	
蟹杵	組合	7.1		昭和53年12月6日	S53	S56	昭和56年12月15日
真政河原	組合	9.3		昭和62年1月13日	S61	S64	昭和64年7月7日
月夜野町組第二	共同	3.9		平成4年2月12日	H3	H8	平成8年4月5日
川上	組合	1.7		昭和54年6月22日	S54	S56	昭和56年12月8日
矢瀬蟹杵	組合	14.8		平成21年3月30日	H21	H23	平成22年9月14日
		36.8					

(地域整備課)

図 土地区画整理事業の状況



(5) 法規制状況、産業状況等（※都市計画マスタープランベース）

① 法規制状況

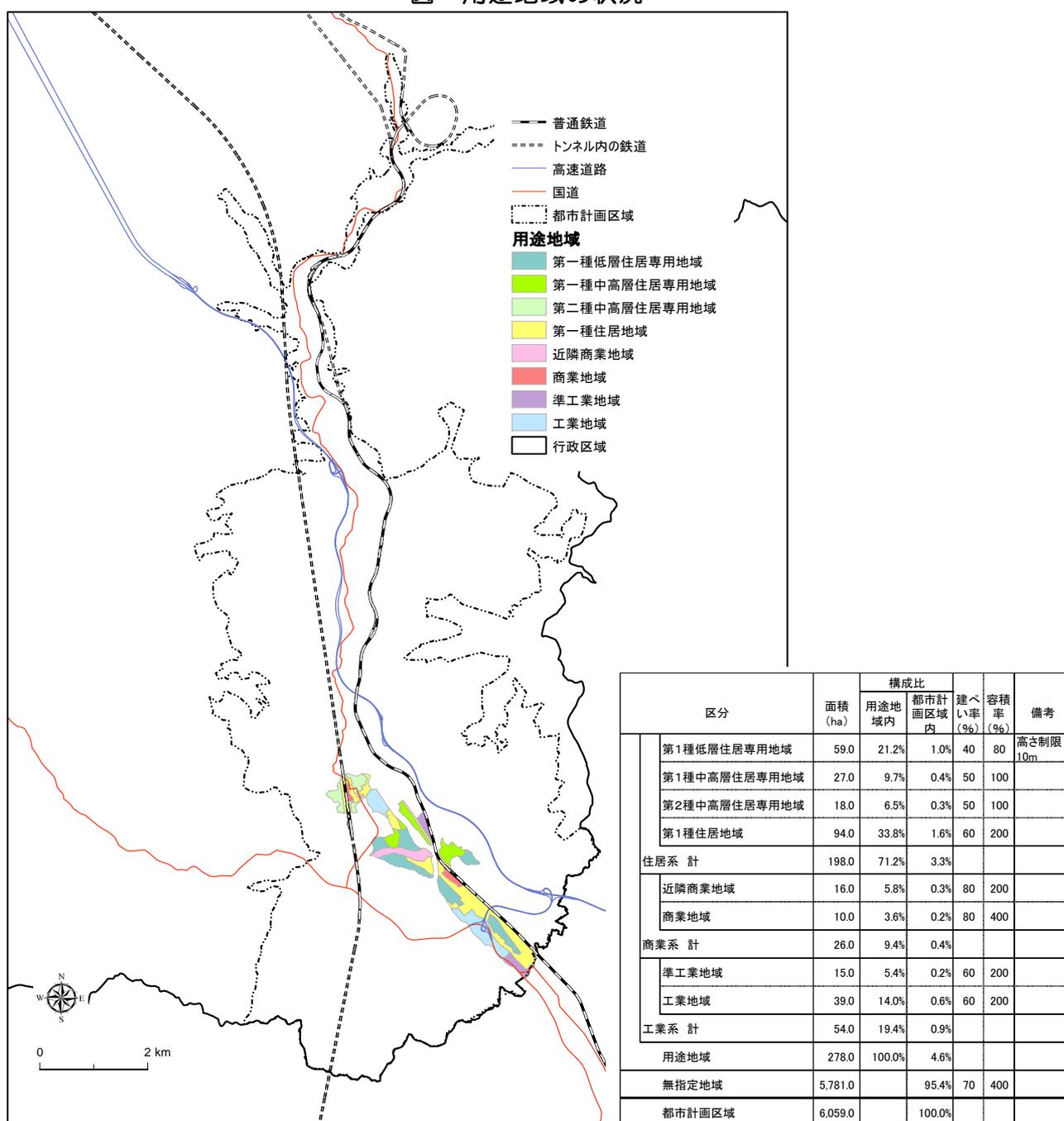
【都市計画法関連】

平成28年3月末現在、都市計画区域は6,059ha、用途地域指定区域が278haで都市計画区域の4.6%となっています。

用途地域の指定状況を見ると、住居系用途地域が198ha（71.2%）、商業系用途地域が26ha（9.4%）、工業系用途地域が54ha（19.4%）となっており、住居系が7割以上を占めています。

内訳をみると、第1種住居地域が最も広く33.8%を占めており、次いで第1種低層住居専用地域が21.2%、工業地域が14.0%となっています。

図 用途地域の状況

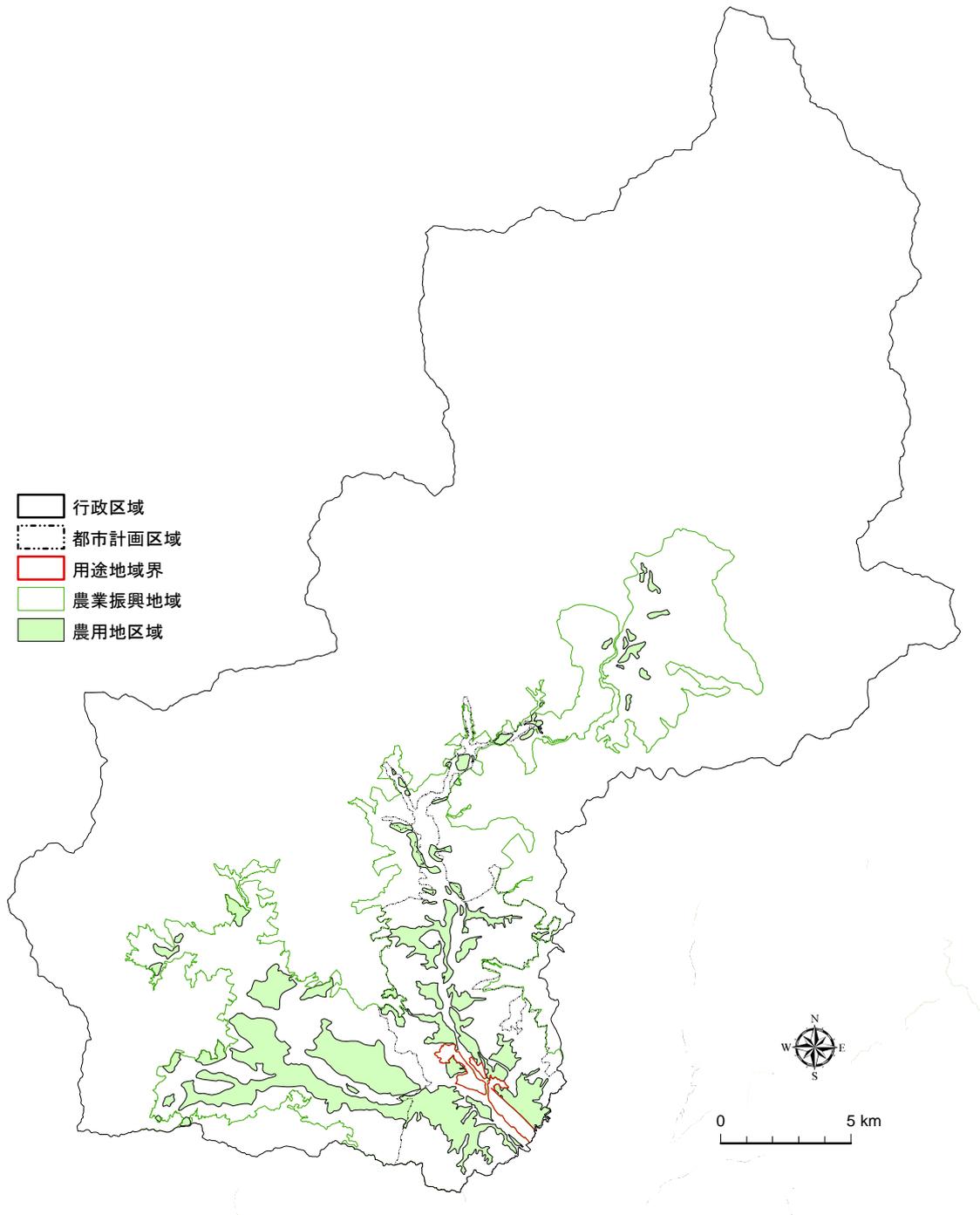


【農振法関連】

行政区域781.08km²の約28%にあたる21,913haが農業振興地域に指定されています。（平成27年12月1日現在）

また、農業振興地域のうち、2,543haの農地が農用地区域に指定されています。（平成26年12月1日現在）

図 農業振興地域の状況

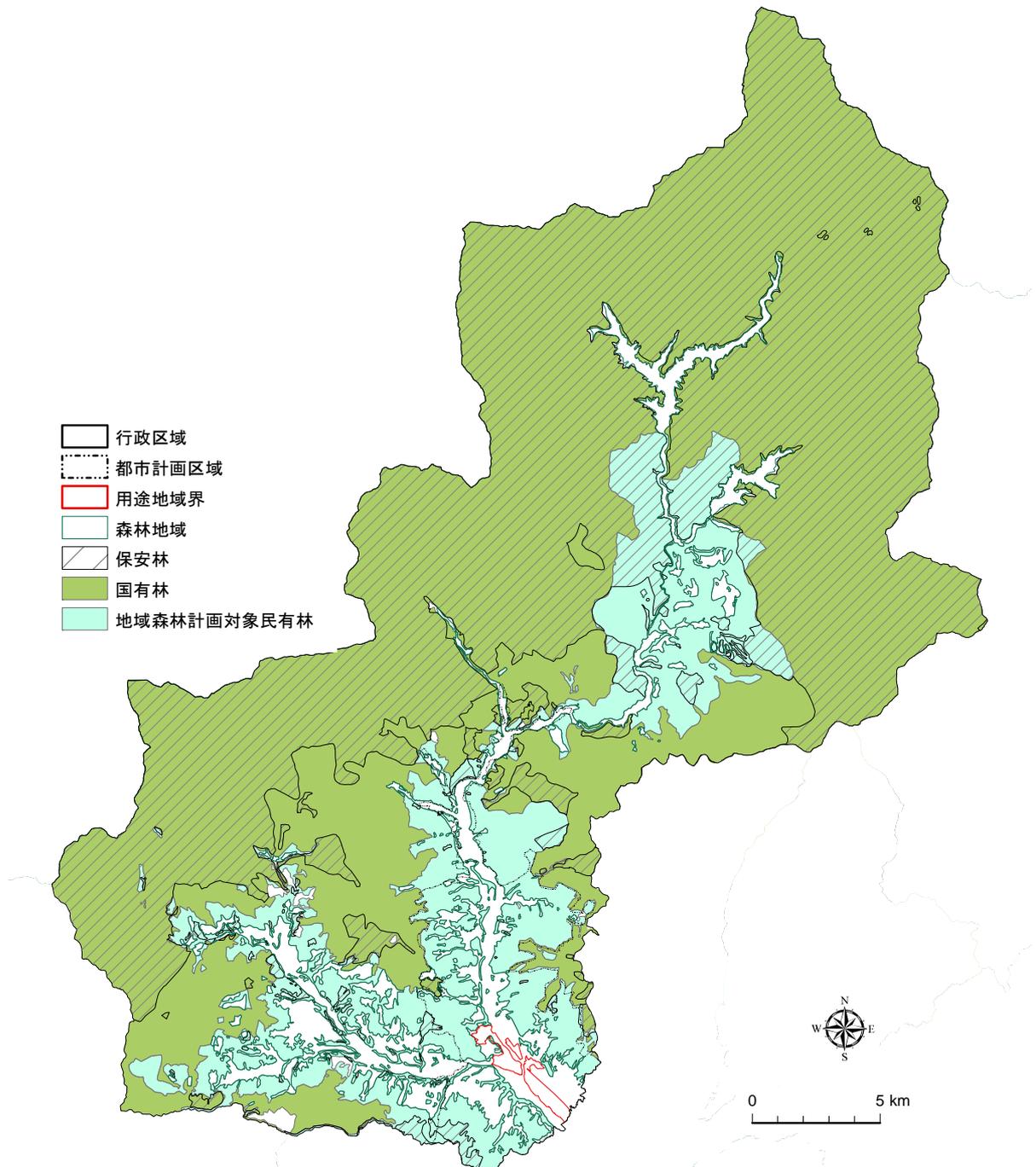


【森林法関連】

林野面積は70,240haとなっており、このうち56,863haが国有林で約81%を占めています。

民有林のうち私有が12,973haで、林野面積の約18%を占めています。

図 森林地域の状況



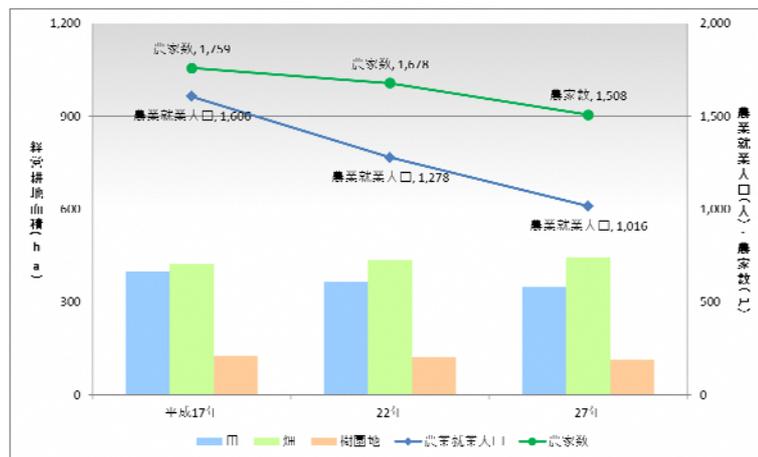
②産業状況

【農業】

平成27年において、農業就業人口は1,016人、農家数は1,508戸で、このうち専業農家は210戸、兼業農家は504戸、自給的農家は794戸となっています。経営耕地面積は906haで、約50%が農地となっています。

平成17年からの推移をみると、農業就業人口は大きく減少しています。農家数も減少しているものの経営耕地面積は微減のため、1戸あたりの経営耕地面積は微増となっています。

図 農業の状況

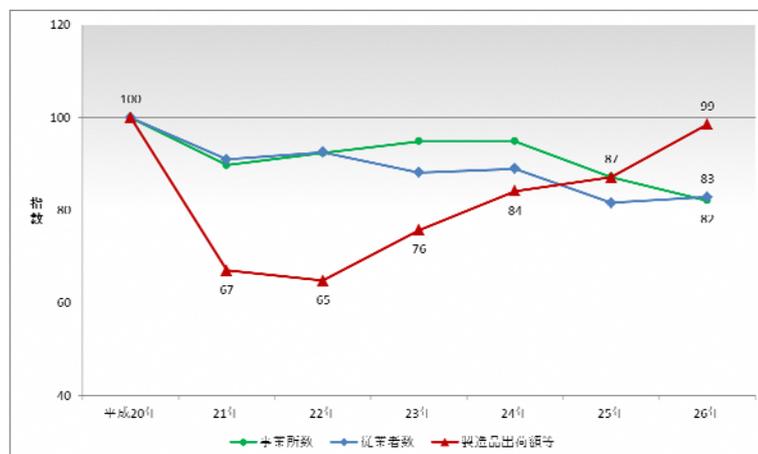


【工業】

平成26年において、事業所数は32事業所、従業者数は1,194人、製造品出荷額等は439億円となっています。

平成20年からの推移をみると、事業所数と従業者数は増減を繰り返しつつも減少傾向を示し、平成20年を100とすると、平成26年は80程度の水準です。一方、製造品出荷額等は平成21年に大きく減少したものの、企業進出等によって平成23年以降は増加基調となり、平成26年には平成20年の水準まで回復しています。

図 工業の状況

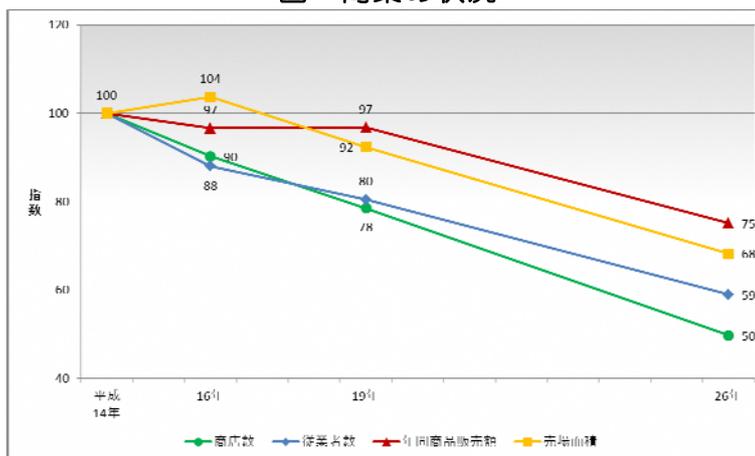


【商業】

平成26年において、商店数は204件、従業者数は1,163人、年間販売額は163億円で、各項目ともおおむね小売業が80～85%を占めています。売場面積は小売業のみで、21,479㎡となっています。

平成14年からの推移をみると、商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積とも減少傾向を示しています。平成14年を100として平成26年を見ると、商店数は最も低下し約50、従業者数は約60、売場面積は約70、年間商品販売額は約75となっています。

図 商業の状況



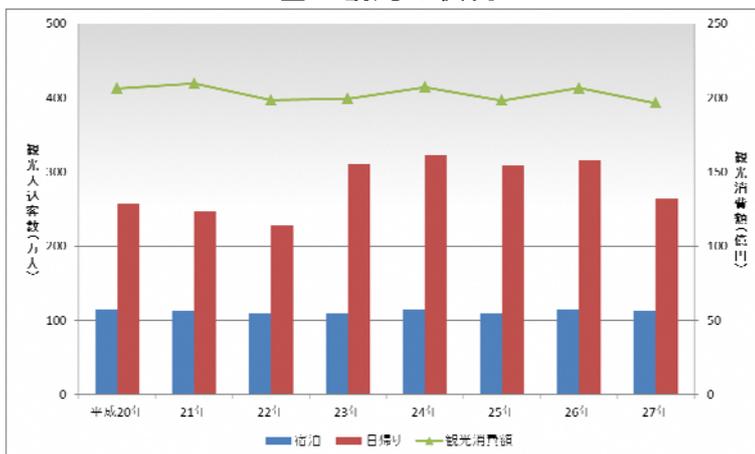
【観光】

本町には雄大な自然や温泉地など様々な観光資源があり、平成27年において観光入込客数は376万人、そのうち宿泊が112万人、日帰りが264万人で、宿泊の比率は30%となっています。観光消費額は196億円となっています。

平成20年からの推移をみると、観光入込客数はおおむね400万人前後、観光消費額はおおむね200億円前後で、宿泊比率は25～30%で推移しています。

宿泊客は110～115万人と安定しており、日帰り客の増減によって観光入込客の総数が上下しています。月別の観光入込客数は、冬の1月と夏の8月にピークがあり、両月とも50万人を超えています。一方、底は4～6月で20万人強となっています。

図 観光の状況



3. 上位・関連計画の整理

(1) 群馬県計画

① 第15次群馬県総合計画

■ 基本理念

- 限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する ～「魅力あふれる群馬」の実現

■ 基本目標

基本目標1：地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり

基本目標2：誰もが安全で安心できる暮らしづくり

基本目標3：恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり

■ 施策(景観関連抜粋)

政策	施策	施策の柱
8. 優れた自然環境の保全・継承	1. 自然環境・生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・里山・平地林・里の水辺の再生
11. 群馬の産業の強みを活かす戦略	3. 魅力溢れる観光県群馬の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの観光誘致促進 ・地域資源を活かした観光地の魅力向上
	4. 林業県ぐんまの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・持続経営可能な森林づくり

■ 地域別施策展開(利根沼田地域)

基本目標	施策	施策の柱
3. 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり	1. 地域資源を最大限に活かす産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の成長産業化 ・アウトドアスポーツやエコツーリズム、農業体験、インバウンド対応など、新たな観光の取組支援 ・豊かな自然や美しい景観、優れた歴史・文化の保全による観光ブランドづくり ・空き店舗対策や中心市街地の活性化支援
	2. 地域力を高める社会基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・観光誘客のための2次交通の充実 ・三国軸、尾瀬軸等をつなぐ道路ネットワークの整備による周遊性の向上

②県土整備プラン

■目指す将来像

- 自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域

■計画目標

- 元気：もっと、県土に活力を
- 安全：もっと、暮らしに安全・安心を
- 魅力：もっと、県土に魅力を
- 環境：もっと、良好な環境を

■具体的な取り組み

計画目標	施策	内容
元気：もっと、 県土に活力を	(3) 観光地への誘客力向上と野菜王国を支える交通基盤の整備	・観光ルートとして重要な三国軸の整備推進
魅力：もっと、 県土に魅力を	(3) 地域の誇れる個性・暮らしを支える魅力的な「まちのまとまり」づくり	・無電柱化による都市景観の向上 ・地域の魅力を高める道路、河川、公園などの公共工事の推進 ・「谷川岳ゆけむり街道」の県管理道路に関連した様々な活動への支援

③ぐんま“まちづくり”ビジョン

■目指す将来像

- ぐんまらしい持続可能なまち ～まちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします
 - ・「ぐんまらしい」→ぐんまの個性をいかすこと
 - ・「持続可能なまち」→まちのまとまりをつくり、「多様な交通手段を選択できる」「医療、介護、教育施設が整っている」「人と人のつながりが確保できる」「自然と共生している」「多様な就業機会が確保できる」「再生エネルギーなどを活用した低炭素社会」などの社会を継続させること

■基本方針

- 人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築
- 空き地・既存施設の利活用や優遇措置の導入による街なかへの転居促進や集客施設の誘致
- 地域の誇れる個性・景観・暮らしを支える機能を整えた魅力的な「まちのまとまり」づくり
- 都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保
- ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

④利根沼田広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■目指す将来像

※「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を踏襲

■基本方針

※「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を踏襲

■目指すべき都市構造と市街地像

<市街地の範囲と土地利用>

- 市街地の形成においては、良好な自然環境や歴史・文化遺産などに配慮しながら保全と活用を図り、これらと調和した都市景観の形成を図る。

拠点	地域拠点	みなかみ町役場を中心とする後閑駅周辺
	観光拠点	水上温泉を中心に周辺の谷川温泉や上牧温泉など 矢瀬遺跡
軸	三国軸	—

■土地利用の方針

- 拠点における高度利用の促進

都市拠点や地域拠点においては、周辺環境との調和や美しい都市景観の形成に配慮しつつ、低未利用地等の有効活用を図りながら、まちなか居住を促進する。

- 都市の貴重な地域資源の保全

市街地内に残る平地林、河畔林、社寺林、保存樹、水辺、古墳などの史跡等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、都市の風致を維持する上でも貴重な緑地であることから、今後とも継続して保全に努める。

- 良好な自然環境・景観の維持・保全

森林や丘陵地などの緑地については、保水や地球環境温暖化の抑制といった生活環境保全機能、または自然景観形成・観光資源といった観点からも重要なため、今後とも維持・保全を図る。

■主要な緑地の配置の方針

<景観構成系統>

- 良好な自然景観の形成

河川や幹線道路、市街地縁辺に広がる丘陵地などで構成される特徴的な景観など、良好な自然景観の保全に努める。

⑤群馬県景観形成基本方針

■景観形成の基本目標

○守る（保全）

- ・地域の共有財産としての優れた美しい景観や歴史景観を次代に引き継いでいくため、地域固有の景観を適正に保全していく。

○活かす（利活用）

- ・市街地等からの山々の眺望・見通しを確保し、視点場を整備するなど、これらの遠景等を十分に活用する。
- ・気候風土の特性である風と光や、利根川等の河川、湖沼などの豊かな水も景観を特徴づける重要な要素として、積極的に景観形成に活用する。
- ・優れた景観を積極的に地域の活性化に活用していく。

○つくる（創造）

- ・景観は、その時代の創造性が表現されているものととらえ、その変化を常により良い方向へと導くため、積極的に優れた景観を創造していく。
- ・遠景・背景となる美しい山並を生かすため、質の高い都市景観の整備を進める。
- ・色彩の方向づけなどにより、個性豊かで優れた景観を創出する。
- ・地域の伝統文化の継承、積極的な景観の創造により、地域アイデンティティを醸成する。

○育てる（育成）

- ・県民、事業者、市町村及び県が一体となって景観形成のための活動を展開する。
- ・個性豊かで潤いのある景観形成を推進するため、総合的かつ長期的視点に立って、固有の地域文化を育成する。

■景観形成の基本視点

○豊かな自然と調和した景観形成の推進

- ・地域の自然特性を活かし、都市景観と豊かな自然との調和に配慮するとともに、開発等に際しては生態系に配慮するなど、環境に留意する。

○地域特性を活かした個性的な景観形成の推進

- ・地域づくりや地域活性化の核として、各地域にそれぞれの特性を活かした個性的で魅力のある景観を創出する。

○歴史・伝統が感じられる景観形成の推進

- ・古くから地域の風景として人々の心に染み込み、地域の大きな魅力となっている歴史的遺産・伝統行事などを保護し、活用することにより、歴史・伝統が感じられる、個性豊かで深みのある景観形成を推進する。

○快適性を備えた美しい景観形成の推進

- ・人々の憩いの場・ふれあいの場として、町並や歩行者空間、公園・緑地・広場、水辺空間等の整備を行うなど、安全性と同時に快適性を備えた、潤いと安らぎのある、美しい景観形成を推進する。

○はつらつとした賑わいのある景観形成の推進

- ・人々が集い、語らい、楽しむことのできる、はつらつとした賑わいのある景観形成を推進し、新しい文化の創造を期待する。

■景観形成の地域別方向

<利根大景域>

- 上信越高原国立公園、日光国立公園があり、三国山脈、奥利根源流部、日光・赤城火山群等からなる高原・山岳地帯であり、利根川、片品川、赤谷川等が溪谷を成して流れており、尾瀬をはじめ沼、湖、滝などの貴重な景観資源に恵まれている。
- 豊富な温泉群を有する地域であり、県内でも最も温泉が集中している湯けむりの里である。
- 道路は武尊山等の山間を縫って放射状に発達しており、それぞれがまとまりのある景観となっている。また、関越自動車道からの眺望は、従来からの眺望に更にダイナミックな特性を加えることにより、本景域の新たな魅力となっている。
- 赤城山・武尊山・谷川岳等を活かした景観形成や、利根川・片品川等の河川景観の保全・活用、広域観光ルート「日本ロマンチック街道」沿道の整備と修景、温泉等の景観資源のネットワーク化や景観資源の掘り起こしを行うなど、高原リゾート地にふさわしい景観形成を推進するとともに、尾瀬等の恵まれた自然の保全を図り、赤城山、武尊山、谷川岳等の山並に抱かれた伝統的な落ち着いたある山里景観を保全・形成する。

(2) みなかみ町計画

①第1次みなかみ町総合計画

■将来像

水と緑・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ

■基本目標

- ①誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち
- ②豊かな自然と共生するまち
- ③交流による魅力と活力にあふれるまち
- ④産業が育ち持続するまち
- ⑤豊かな心と文化を育むまち
- ⑥住民とともに歩む健全なまち

■主要施策(景観関連)

基本目標	主要施策	方向性
2. 豊かな自然と共生するまち	2. 豊かな自然と共生する快適なまち	みなかみ町らしい自然と調和した美しい街並や農村景観の形成
3. 交流による魅力と活力にあふれるまち	1. 地域資源で交流の輪を発信するまち	地域資源の有効活用、農業や商業との連携強化と既存施設のネットワーク化等による魅力ある地域づくり

■取り組み方針(後期基本計画)

基本目標	施策	取り組み方針
2. 豊かな自然と共生するまち	16 まちなみの整備	(1)まちなみ形成活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な景観づくりに自主的に取り組めるよう、町民に景観資源の魅力を認識してもらうことで景観形成意識の高揚を図る。 ・周辺環境と調和した魅力的なまちなみを創出するため、自主的な景観形成活動を支援する。 ・景観を損ねている廃屋や看板等の対策に取り組む。
	20 自然環境の保全	(2)自然資源の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な自然資源を保全・活用するための活動や、資源の価値を高めるための環境整備を行い、地域振興や観光振興にいかす。

②まち・ひと・しごと創生総合戦略

■目指すべき将来像

- 「ユネスコエコパーク」の認定を目指し、人と自然が共生したまちづくりを協力を推進する。

■基本目標と施策展開

基本目標	施策展開	主な取り組み
①：地場産業を振興させ、魅力的で安定した雇用を創出する	美しい郷土景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観形成の規制・誘導 ・良好な景観形成活動の推進 ・景観を損ねている廃屋や看板等の対策推進 ・温泉街のリノベーション ・優先順位を考慮した里地里山整備

③観光振興計画

■観光振興の基本理念

- いつ行っても健康で元気になれる 谷川連峰リゾート みなかみ

■基本方針

- 方針1：観光資源の魅力を高める ～観光資源の有効活用と品質向上～
- 方針2：もてなしの受入体制を整える ～観光客満足度の向上～
- 方針3：美しい郷土景観を整える ～景観づくりの推進～
- 方針4：みなかみ町の知名度・イメージを高める ～観光PRの推進～
- 方針5：海外からの観光客を迎え入れる ～国際観光の振興～

■施策の展開

<方針1：観光資源の魅力を高める>

施策展開	主な取り組み	内容
1-2 既存施設の魅力向上	②歴史街道の魅力向上	・サイン類等の整備などによる旧三国街道の歴史街道としての魅力向上
1-4 美しい眺望景観の演出	①ビューポイントの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場における修景や休憩施設の設置等の環境整備 ・「谷川岳八景」に続く、ビューポイントのシリーズ化
	②景観道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい自然景観を楽しみながら観光資源を巡る景観道路の設定 ・景観道路沿道の修景や展望駐車場の整備

<方針2：もてなしの受け入れ体制を整える>

施策展開	主な取り組み	内容
2-3 快適回廊の基盤づくり	⑤サイン類の充実化	・統一感のあるデザインの検討によるサイン整備

<方針3：美しい郷土景観を整える ～景観づくりの推進～>

施策展開	主な取り組み	内容
3-1 街並み形成活動の推進	①景観づくりの普及啓発活動の実施	・景観資源の魅力の認識等啓発活動の実施
	②地区ごとの景観形成活動の推進	・各地区で実施されている景観形成活動の支援
	③景観阻害要因の解消対策の実施	・旅館等の廃屋の撤去対策等の推進 ・大型看板類の対策の検討
3-2 景観の魅力を高めるルールづくり	①景観法に基づく景観計画の策定	・景観経過の策定に向けた検討
	②地区ごとの景観ガイドラインの策定	・景観協定及び景観形成地区の追加指定 ・将来イメージを共有する景観ガイドラインの策定

4. 景観資源等の把握

(1) 景観資源の分類

「景観」は、様々な「眺めの対象」の総体であり、これら景観を構成する個々の「眺めの対象」を「景観資源」と位置づけます。

景観特性を把握するための前提として、これら景観資源を「性質」と「形態」から下表のように分類・整理します。

景観資源の抽出にあたっては、下表の分類を基に「みなかみ町観光ガイドマップ」「みなかみ町観光振興計画」「水と緑を育むエコタウンみなかみ」において、観光スポット、地域資源、観光資源、レクリエーション資源と位置づけられているものを対象とします。さらに、現地調査等を通じて、景観形成に影響する資源を選定します。

表 景観資源の分類(性質別)

性質による分類	内容
自然的景観資源	・山なみ、段丘などの地形や河川、森林やまとまりのある緑地、独立樹など、まちの成り立ちの基本的な骨格を形づくるものであり、みなかみ町の良い景観を創り出す基盤となっているもの
都市的景観資源	・道路や鉄道、公共施設や住宅地、商店街などの都市的な生活を支える都市施設や土地利用といった、みなかみ町の現在の暮らし方を反映するもの
歴史的景観資源	・街道や歴史的建造物、社寺などの長い間に醸成されてきたみなかみ町固有の歴史や文化、風土を伝えるもの

表 景観資源の分類(形態別)

形態による分類	内容
点的景観資源	・周囲と際だった形態的な特性を持ち、その場所を象徴的に伝えるもの、目印となるもの
軸的景観資源	・境界となって景観を視覚的に限定するもの、景観の骨格を形成するもの、動いてみることで、連続的に景観を認識するもの
面的景観資源	・同質性や類似性からまとまりのあるもの、周囲との異質性から際だった特性をもっているまとまり
眺望景観資源	・点、軸、面的景観要素を重層的に認識できるもの

表 景観資源の分類と対応する要素の整理

分類		性質による分類		
		自然的資源	都市的資源	歴史的資源
形態による分類	点的資源	山(ランドマークとして認識されるもの) 独立樹 天然記念物 滝	橋りょう 駅 公共施設 公園 スキー場	歴史的建造物 遺跡・史跡 行事・風物
	軸的資源	山なみ・斜面緑地 河川・水路等 遊歩道	道路 鉄道 温泉街 沿道商業地	旧街道等
	面的資源	農地 森林 湖沼 集落地	住宅地 工業地	歴史的街区
	眺望景観資源	眺望点 (山頂等)	眺望点 (橋りょう等)	—

(2) 類型別景観資源の整理（自然的・都市的・歴史的・眺望）

みなかみ町の景観資源を性質及び形態によって分類・整理した結果は次のとおりです。

① 自然的景観資源

区分		景観資源	
点的景観資源	山	<ul style="list-style-type: none"> 谷川岳（日本百名山） 至仏山（日本百名山） 大峰山 三国山 大水上山（利根川水源地） 	<ul style="list-style-type: none"> 巻機山（日本百名山） 平ヶ岳（日本百名山） 三峰山 朝日岳 平標山
	独立樹 滝	<ul style="list-style-type: none"> 大幽洞窟 謙信のさかさ桜 縁結びの滝 	<ul style="list-style-type: none"> 上津の姥桜 裏見の滝 不動の滝
軸的景観資源	山なみ 斜面緑地	<ul style="list-style-type: none"> 谷川連峰 市街地に接した斜面緑地 利根川沿いの段丘面の緑地 	
	河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 利根川 谷川 榑俣川 諏訪峡 	<ul style="list-style-type: none"> 赤谷川 湯檜曾川 照葉峡 黒岩溪谷
	並木道 遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> 三国路自然歩道 南呼山遊歩道 	
面的景観資源	農地	<ul style="list-style-type: none"> 須川平 リンゴ園 	<ul style="list-style-type: none"> 新巻平
	森林	<ul style="list-style-type: none"> 上信越高原国立公園 →新治地域(西川・赤谷川源流域) →水上地域(谷川・湯檜曾川源流域) →特別保護地域(谷川岳から平標山までの稜線) ・オリ根水源の森 	
	湖沼	<ul style="list-style-type: none"> オリ根湖 洞元湖 赤谷湖 	<ul style="list-style-type: none"> ならまた湖 藤原湖 大峰沼・古沼
	集落地	—	

図 自然的景観資源図



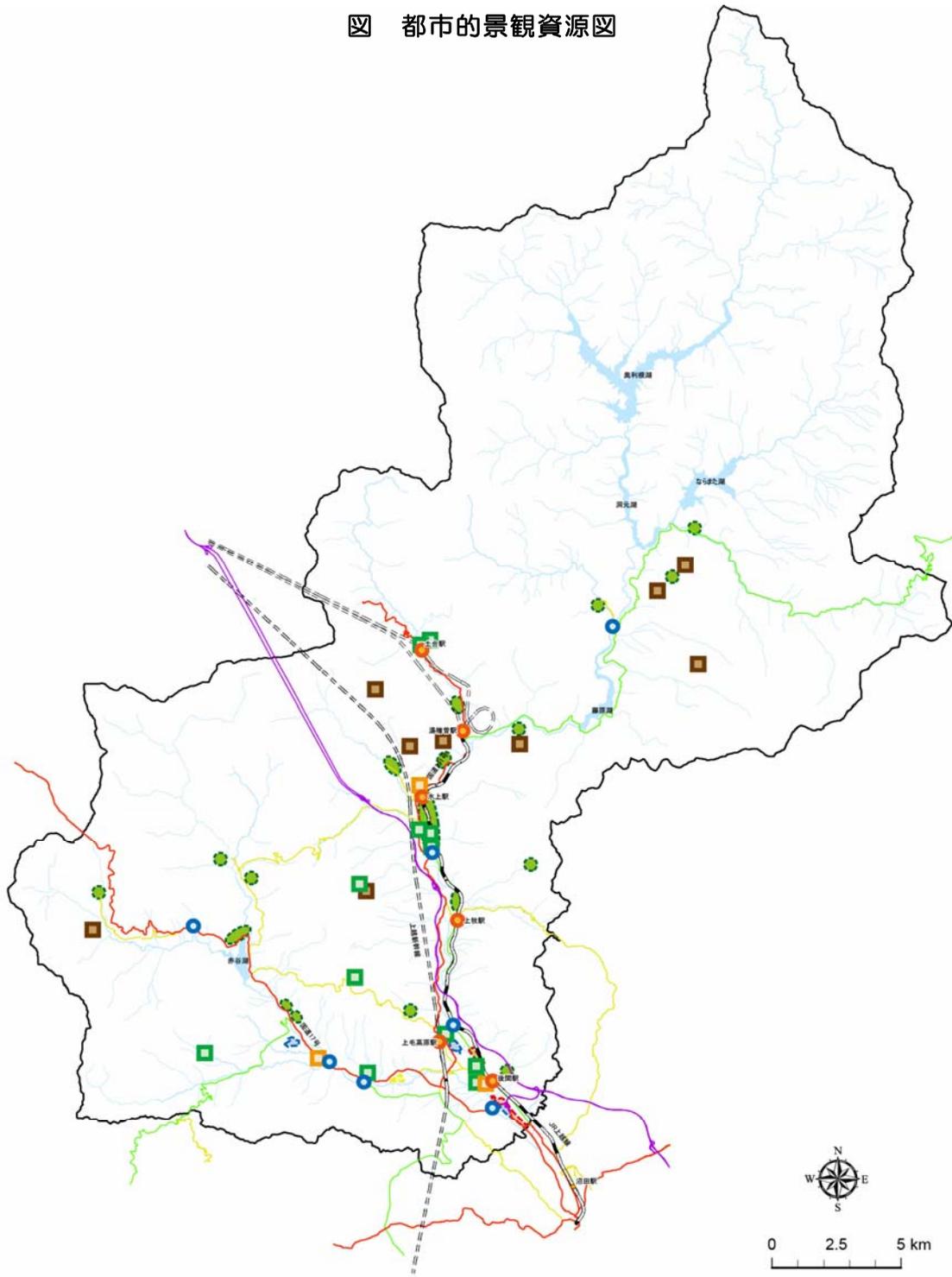
凡 例

点的景観資源		軸的景観資源		面的景観資源	
▲	山	■■■■■■■■	山なみ・斜面緑地	■	農地
▲	独立樹・天然記念物	■■■■■■■■	河川・水路等	■	森林・緑地
▲	滝	■■■■■■■■	並木道	○	湖沼
				■	集落地

②都市的景観資源（レクリエーション施設含む）

区分		景観資源	
点的景観資源	橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・月夜野大橋 ・吾妻橋・諏訪峡大橋 ・赤谷川大橋・今宿橋 ・新三国大橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢瀬橋 ・藤原湖大橋・奥利根橋 ・白狐橋・相生橋
	駅	<ul style="list-style-type: none"> ・上毛高原駅 ・水上駅 ・湯檜曾駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・後閑駅 ・上牧駅 ・土合駅
	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町役場 ・みなかみ町新治支所 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町水上支所
	観光施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・山岳資料館 ・谷川岳ロープウェイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅水紀行館
	公園	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「矢瀬親水公園」 ・寺間運動公園 ・大中島公園 ・恋越親水公園 ・群馬サイクルスポーツセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・清流公園 ・総合公園 ・塩原太助記念公園 ・与謝野晶子歌碑公園
	スキー場	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川岳天神平スキー場 ・水上宝台樹スキー場 ・ホワイトバレースキー場 ・藤原スキー場 ・大穴スキー場 	<ul style="list-style-type: none"> ・水上高原スキーリゾート ・奥利根スノーパーク ・ノルン水上スキー場 ・町営赤沢スキー場
軸的景観資源	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道(水上IC・月夜野IC) ・国道17号（一部奥利根ゆけむり街道） ・国道291号 ・主要地方道渋川下新田線 ・主要地方道沼田水上線 ・主要地方道水上片品線（奥利根ゆけむり街道） ・県道宝川久保線 ・県道相俣湯原線 ・県道月夜野猿ヶ京温泉線 	
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・上越新幹線 ・上越線 	
	温泉街	<ul style="list-style-type: none"> ・水上温泉 ・湯宿温泉 ・谷川温泉 ・向山温泉 ・宝川温泉 ・湯ノ小屋温泉 ・法師温泉 ・赤岩温泉 ・奈女沢温泉 	
	沿道型商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・国道17号月夜野バイパス沿道 ・主要地方道水上片品線沿道(下牧付近) 	
	面的景観資源	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・うららの郷
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・政所地区 ・栃原農工団地 ・矢瀬蟹杵工業団地 	<ul style="list-style-type: none"> ・真庭地区 ・須川平農工団地

図 都市の景観資源図



凡 例

点的景観資源		軸的景観資源		面的景観資源	
	橋りょう		高速道路		住宅地
	駅		国道		工業地
	公共施設		主要地方道		
	公園・観光施設等		その他県道等		
	スキー場		鉄道		
			温泉街		
			沿道商業地		

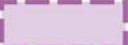
③歴史的景観資源

区分		景観資源
点的景観資源	歴史的建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥利根民族集古館 ・ 上州藤原の民家 ・ 曹洞宗嶽林寺 ・ 泉峯山泰寧寺 ・ 旧戸部家住宅 ・ 旧大庄屋役宅書院 ・ 塩原太助生家 ・ 須川宿の大型養蚕住宅
	遺跡・史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矢瀬遺跡 ・ 水上石器時代住居跡 ・ 名胡桃城址 ・ 小川城址 ・ 梨の木平敷石住居跡
	行事・風物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノルン水上フラワーガーデンすいせん祭り ・ たくみの里豊楽まつり、大烏天狗神輿 ・ 猿ヶ京温泉武者行列 ・ 小川島若宮八幡宮ヤッサ祭
軸的景観資源	旧街道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧三国街道 ・ 旧清水峠越往還
面的景観資源	歴史的街区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永井宿 ・ 須川宿（たくみの里） ・ 箕輪農村地区

図 歴史的景観資源図



凡 例

点的景観資源		軸的景観資源		面的景観資源	
	歴史的建造物		旧街道		歴史的街区
	遺跡・史跡				
	行事・風物				

④眺望景観資源

区分		景観資源
眺望景観資源	谷川岳八景	<ul style="list-style-type: none"> ・水上宝台樹キャンプ場入口付近 ・谷川温泉 恋沢ガーデン ・与謝野晶子歌碑公園 ・みなかみの森・天狗山 ・JR上越線上牧駅周辺 ・都谷りんご園周辺 ・上越新幹線上毛高原駅周辺 ・たくみの里 熊野神社裏

図 眺望景観資源図



凡 例

	眺望景観資源(眺望点)
--	-------------

II 景観特性と課題の整理

II 景観特性と課題の整理

1. 景観特性の整理

基本的事項で得られた景観の基礎条件と類型別景観資源の分布状況から、みなかみ町固有の景観特性を「景観の骨格」「景観の構成」「眺望の特徴」の視点と、「景観の阻害要因」の視点から整理します。

(1) 景観の骨格

■2,000m級の山岳に囲まれた地形

群馬・新潟県境の谷川連峰や平ヶ岳、至仏山など、日本を代表する山々に囲まれた雄大な自然が、みなかみ町の景観の特徴を形づくっています。

また、これらの山々の稜線で町域が地形的に分断されるため、地域によって背景となる山並み景観が異なることも、みなかみ町の景観の特徴といえます。



<ノ倉沢>

■暮らしに深く関わる河川の景観

山がちな地形条件から、これら山々を水源域とする利根川、赤谷川などの河川によって形づくられた谷あいに、まとまりのある集落が形成されています。

また、これら河川の清流が作り出す諏訪峡や照葉峡などの渓谷は、河岸の緑や上流側で背景となる山並みと一体となって、水と緑の豊かさを象徴する景観を形づくっています。



<黒岩渓谷>

■都市の活動を支える道路の景観

国道17号や国道291号、主要地方道沼田・水上線や県道後閑・羽場線などの幹線道路は、人や物が行き交う交通の基盤であり、人々の活動を支えています。

このことから、これら道路沿道の景観は、町民のみならず、来訪者にも地域をイメージする上で大きな役割を果たしており、みなかみ町を代表する景観の骨格と位置づけることができます。



<国道17号>

特に、国道17号沿道においては、沿道型のサービス施設等の立地により、まちに新たな表情が加わりつつあります。

(2) 景観の構成

■雄大で四季を彩る森林

町域の約9割を森林が占め、利根川の源流域に位置するみなかみ町を象徴する景観を構成しています。これら森林は、市街地の遠景を構成するほか、新緑や紅葉、雪景色など、四季とともに彩りを変え、住む人、訪れる人の目を楽しませる重要な景観資源となっています。

■個性ある温泉地の町並み

山麓には水上温泉郷、月夜野・上牧温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷など、「みなかみ18湯」と称される多くの温泉地があります。これらは多くの来訪者が訪れる空間であり、周囲の雄大な自然とも相まって、みなかみ町の景観を特徴づける大きな要素となっています。

さらに、数ある温泉地のなか、みなかみ町を代表する「水上温泉」や「上牧温泉」には、大規模なホテルや旅館が複数立地するほか、高層のマンションなども立地していることから、他の温泉地とは趣の異なる景観を形成しています。



〈みなかみ町を代表する水上温泉〉

■往時の歴史を物語る町並みや史跡

旧三国街道の宿場町として整備された永井宿、須川宿が町内に位置し、現在も往時の面影を残しています。

また、戦国期の歴史を今に伝える名胡桃城址や小川城址などは、往時の面影を今に伝える景観資源であるとともに、町民の誇りや愛着を醸成する重要な地域資源となっています。

さらに、これら往時の歴史を物語る町並みや史跡は、主要な観光資源ともなっており、多くの来訪者が訪れる地となっています。



〈須川宿の町並み（たくみの里）〉



〈往時を偲ばせる名胡桃城址〉

■人々の生活が息づく市街地・集落地の景観

絹織物の産地として発展を遂げた群馬県にあって、みなかみ町は主に養蚕繭の生産の役割を担ってきました。こうした商品経済の進展から、旧月夜野町は周辺の集落から養蚕繭を集荷し、販売する市場である「在郷町」となり、これを起源として、現在の市街地が形成されました。

町役場やJR上越線後閑駅周辺と県道後閑羽場線沿道は、その中心と位置づけられますが、上越新幹線上毛高原駅や関越自動車道インターチェンジの設置、バイパスの整備などにより、交通結節機能や商業サービス機能が郊外に移っています。このことを背景に、中心市街地における空き店舗の増加など、賑わいの低下が見られ、景観面でもマイナス要因として働いています。



＜月夜野の市街地＞

■自然と共生する農村景観

比較的平坦な地形にある月夜野地域や赤谷川沿いの新治地域には、まとまりのある農地が広がるほか、傾斜地に展開する棚田、りんごなどの果樹園など、地域毎に特徴的な農業が進められ、景観的にも異なる表情を見せています。

特に月夜野地域は、環境省(当時の環境庁)の「ふるさと百選」に選定されるなど、夏の一面の緑、秋は黄金色に染まる水田と遠景の山並み、集落で形成される景観は、みなかみ町のみならず、日本の原風景ともいえます。しかしながら、耕作放棄地の増加などにより、今後、悪化していくことが懸念されています。



＜月夜野地区の棚田＞



＜須川の田園風景＞

(3) 眺望の特徴

■まちのシンボルともなる山並みへの眺望

みなかみ町の標高は、市街地が500m未満で、山々のピークが1,500~2,000mに達するため、相対的に標高の低い位置にある市街地や広がりのある農地など周囲への見通しがきく場所においては、谷川岳をはじめとする山並みへの眺望に優れていることが大きな特徴となっています。



＜たくみの里周辺の眺望景観＞

■見通しのきく河川の眺望

利根川や赤谷川、谷川などの河川は、それ自体が良好な自然的景観資源であるだけでなく、開けた空間として見通しがきくため、その遠景に周囲の山並みを見ることができる優れた眺望点となっています。

特に、みなかみ町は河川を軸に市街地や集落地が形成されているため、その相互連絡のための橋りょうが多くなっていますが、それら橋りょうは景観を眺める視点場であるとともに、景観の対象ともなる特徴をもっています。



＜諏訪峡と谷川連峰の遠景＞

■特徴的な地形に由来するパノラマ

月夜野地域の比較的平坦な地形に山地部が接する地形条件から、高い場所から低い場所を見下ろす、開放的なパノラマ景観を見ることも可能となっています。

これらの眺望点からは、市街地だけでなく、周囲の山並みや赤城山など町域を越えた遠景を眺めることも可能となっています。

図 景観特性図



凡 例

景観の骨格		景観の構成		眺望景観	
	山並み・ 緑のふちどり		森林の景観		眺望の対象
	河川の景観		温泉街		眺望点
	道路の景観		歴史的な町並み		
			市街地の景観		
			田園風景		

2. 景観阻害要因の整理

本町の良好な景観を損ねるおそれのある要因は、次のように整理されます。

■周辺への配慮が不足した屋外広告物

主要な幹線道路の沿道に設置される屋外広告物は、その大きさや色彩によっては良好な景観を阻害する要因となるものであり、みなかみ町では、特に国道17号沿道や関越自動車水戸インターチェンジ周辺で、温泉やスキー場への案内看板が多く見られることから、これらがみなかみ町の景観を損ねる要因となっています。

水上地域や新治地域の道路は、河川に沿った谷間に配置され、その沿道は斜面緑地が多くありますが、これら樹木の緑を背景にして大型の屋外広告物が設置された場合は、景観を損ねる要因となることが懸念されます。



■華やかな色彩や大きさ・高さが目立ちやすい自家用広告物

屋外広告物条例に基づく制限は、主に貸し看板といわれる屋外広告物が対象となり、店舗などの施設や自家敷地に設置される看板類の制限は相対的に緩やかになっています。

これら看板類は、主に来訪者をターゲットとしているため、目立ちやすい華やかな色彩や大きさ・高さとなるケースが多くなっています。しかしながら、目立ちやすさという視点から、景観がますます乱雑になる悪循環に陥る可能性があります。



■周辺に溶け込みにくい人工構造物

自然的景観に特化した本町においては、携帯電話の中継局の高い鉄塔や太陽光パネルなど、規模が大きな人工構造物が設置された場合、周囲の景観に溶け込みにくく、良好な景観を損ねることが懸念されます。



■空き店舗、空き家など

人口減少や少子高齢化、購買・余暇活動の変化などに伴う来訪者（もしくは宿泊客）の減少に伴い、空き家や空き店舗、廃業したホテルや旅館などがみられるなど、景観を損ねているだけでなく、まちの活気や賑わいを低下させる要因となっています。

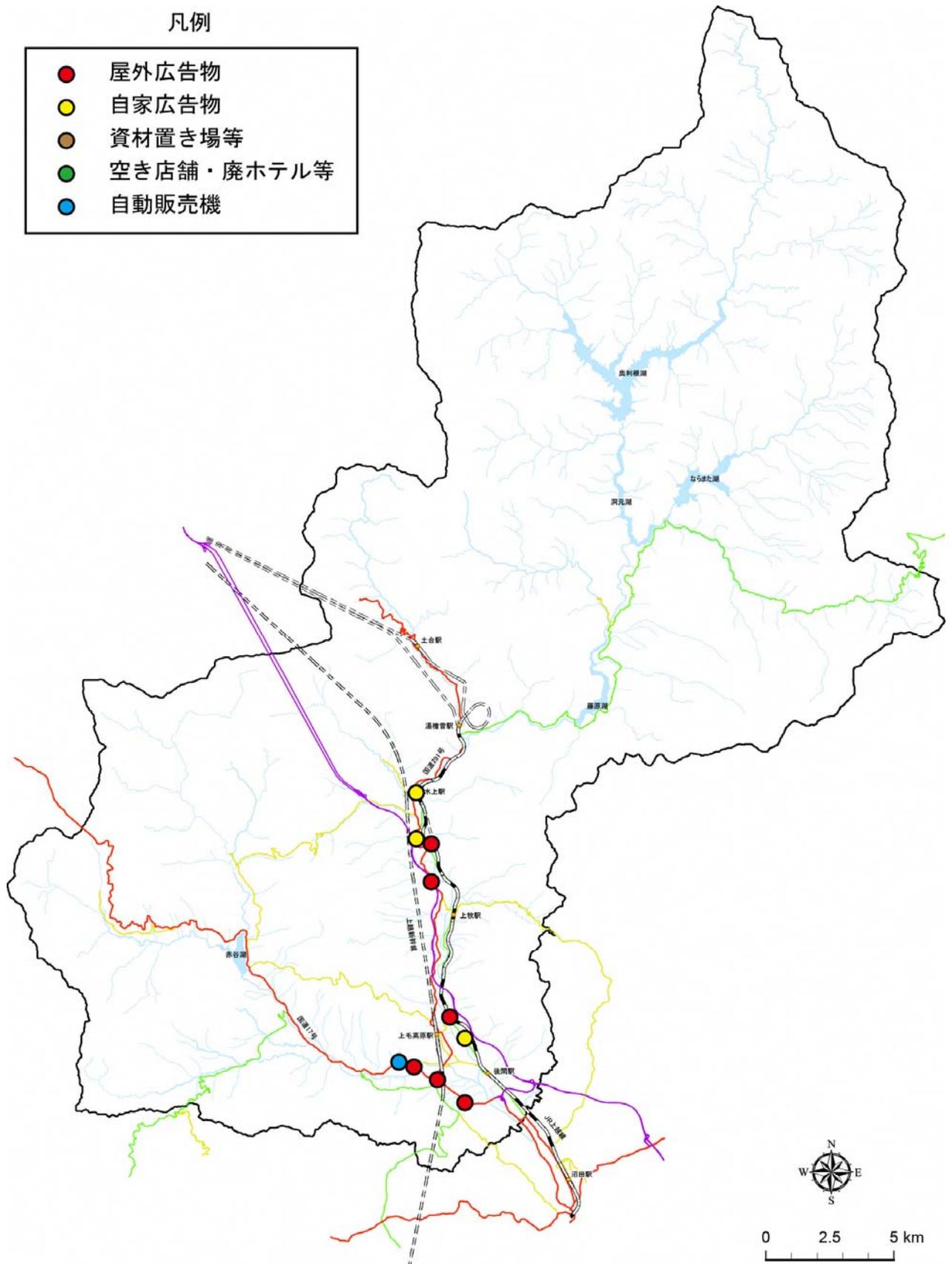


■立ち並ぶ自動販売機など

人工物である自動販売機が自然的景観の特化した場所に集まって設置された場合、その対比が明瞭なため目立ちやすく、良好な自然的景観を損ねるおそれがあります。特に、様々な色彩のタイプが混在した場合は、乱雑な印象を受け、阻害性が助長される可能性があります。



図 景観阻害要因図



2. 景観課題の整理

景観調査において整理・把握した本町の概況や上位関連計画におけるまちづくりの方向性、景観特性と景観の阻害要因などの把握結果を踏まえ、景観づくりの基本的な考え方となる「まもり(保全)」「いかす(活用)」「つくる(創出)」「よいものにする(改善)」「そだてる(育成)」の4つの視点から、景観課題を整理します。

<景観づくりの基本的な考え方>

『まもり(保全)、いかす(活用)』

- 守るべき景観を適切に守るとともに、これらを活かし、その魅力をさらに高めること

『つくる(創出)』

- 新しいみなかみ町の魅力が感じられるまちの景観を創り出すこと

『よいものにする(改善)』

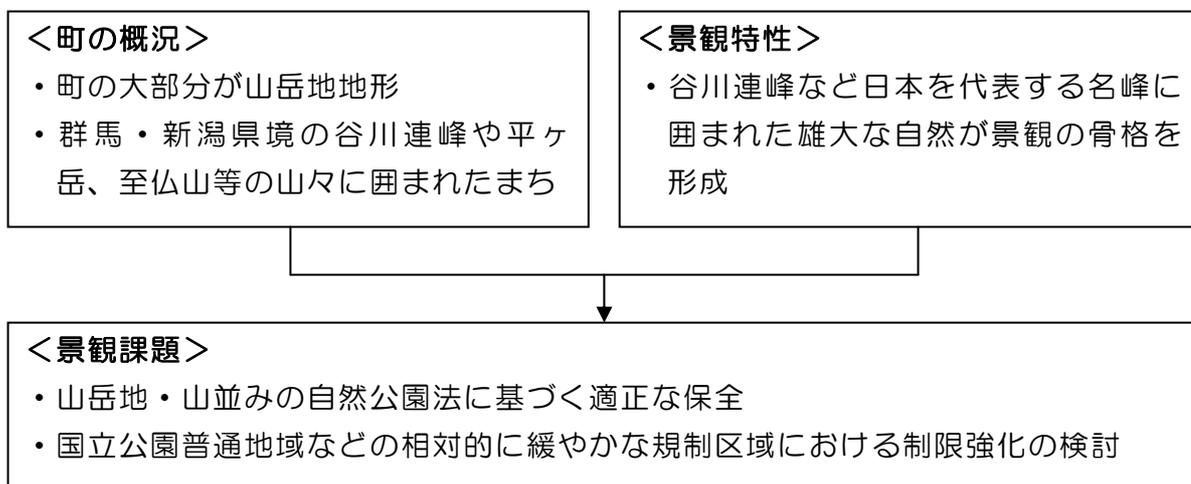
- 良好な景観を損ねている部分を取り除き、良いものとする

『そだてる(育成)』

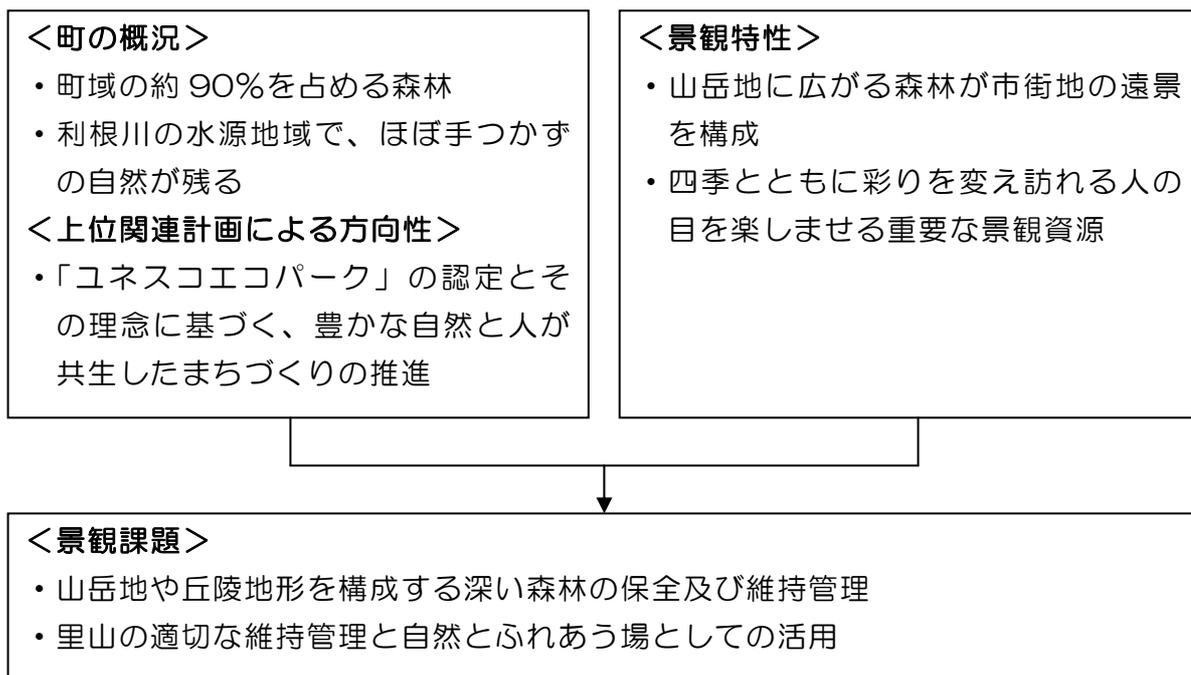
- 住民共有の財産として、ともに育てていくこと

(1) 「まもり(保全)、いかす(活用)」視点からみた景観課題

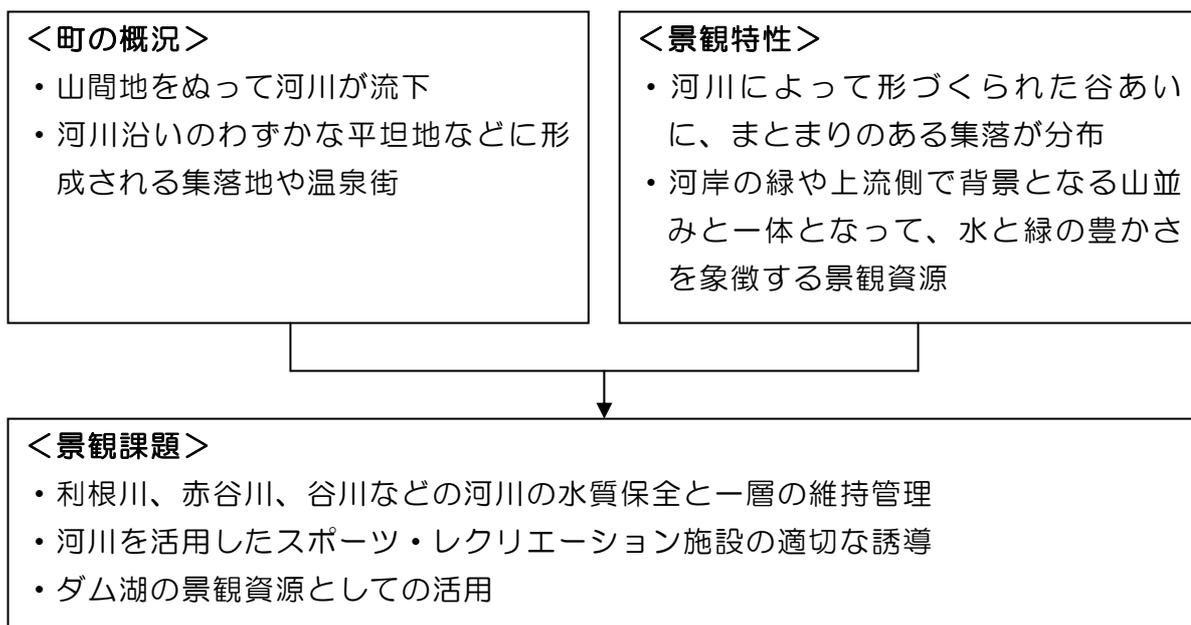
○美しい山岳地の景観の保全



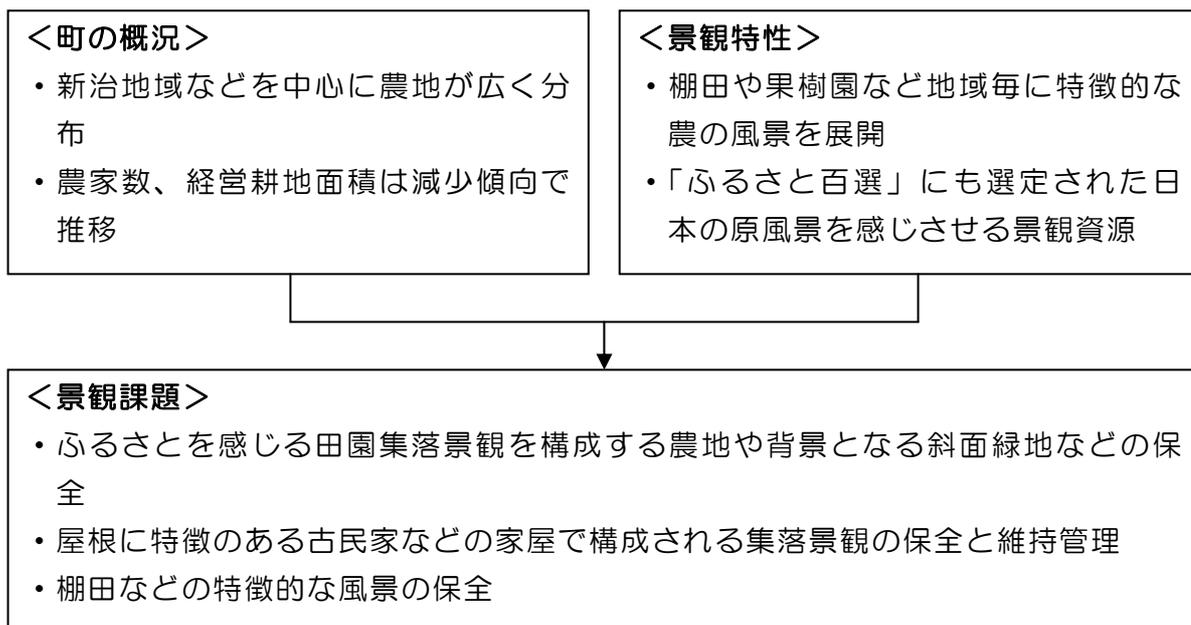
○森林・里山の保全・活用



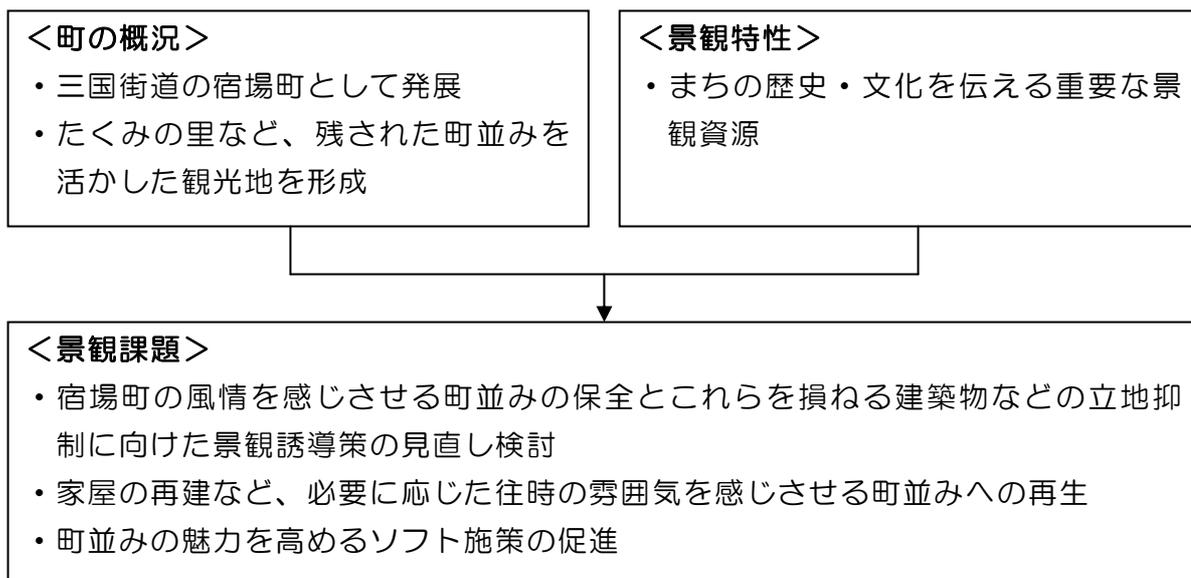
○水辺景観の保全・活用



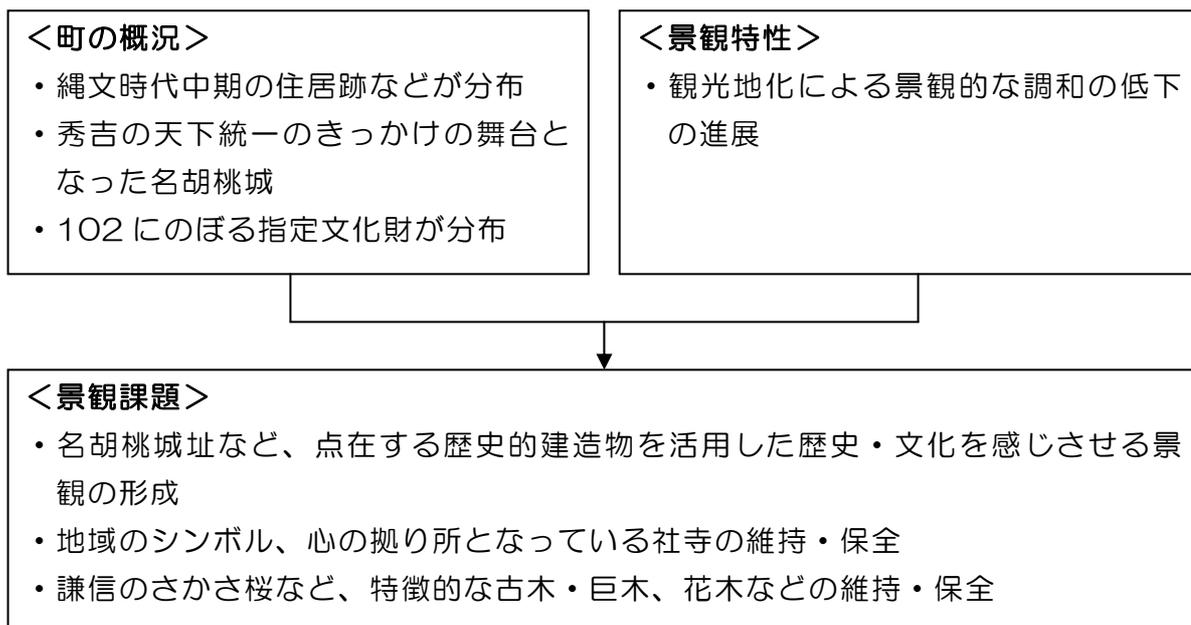
○田園集落景観の保全



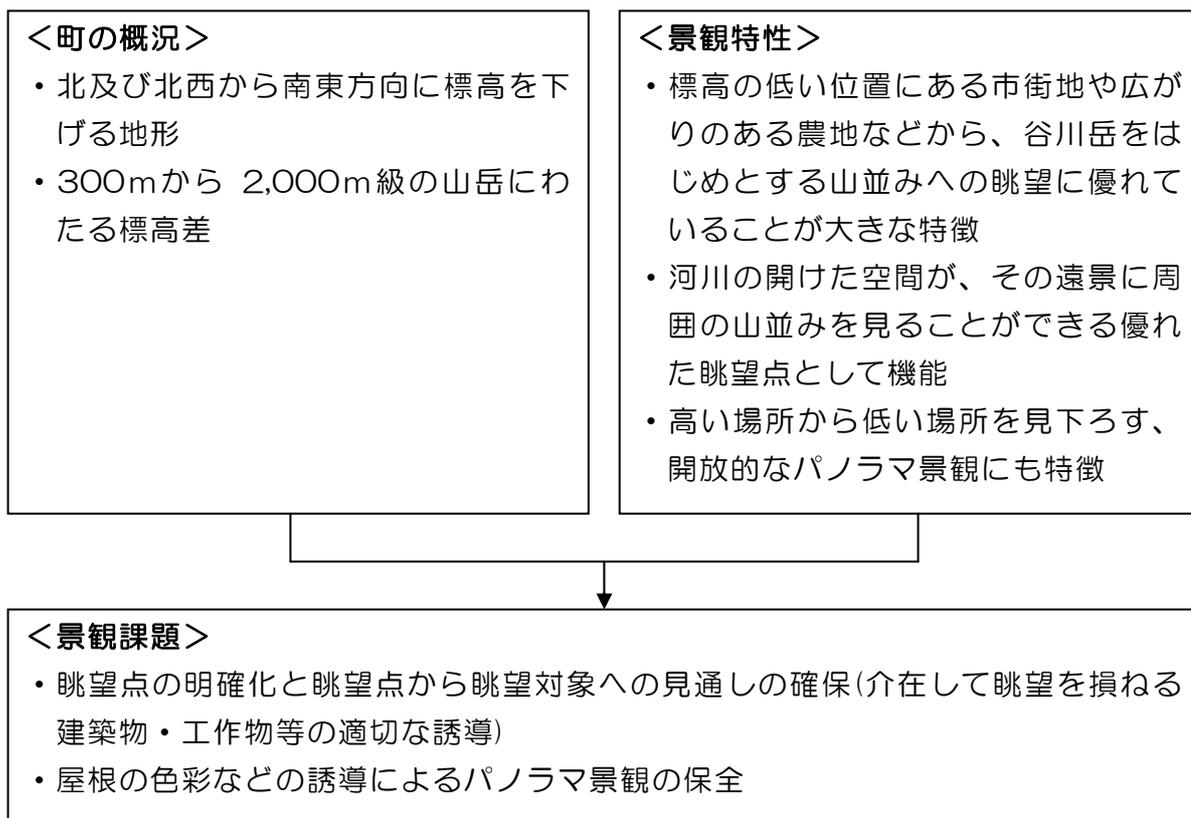
○宿場町の町並みの保全



○歴史的景観資源の保全・活用

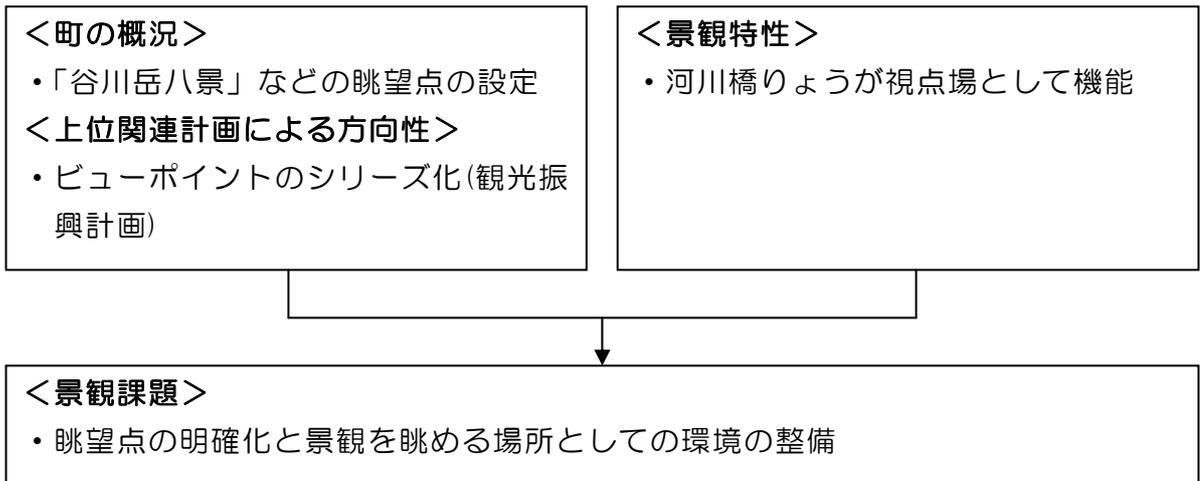


○眺望景観の保全

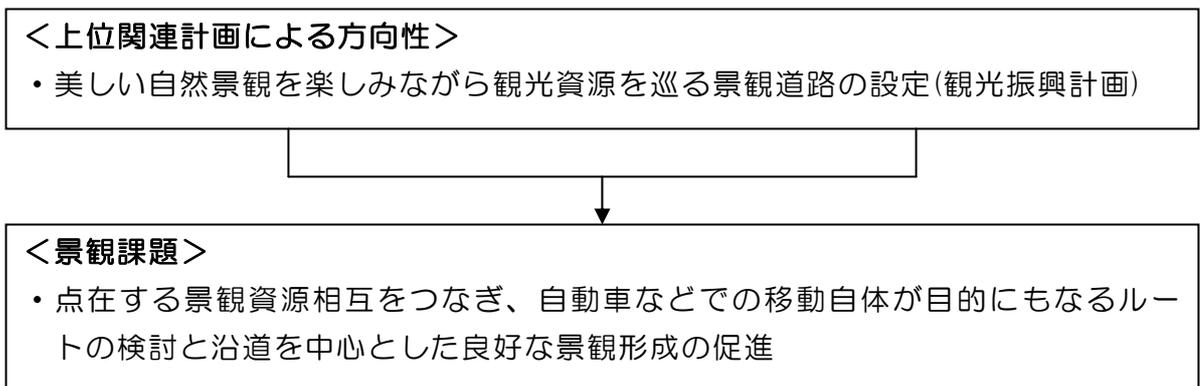


(2) 「つくる(創出)」視点からみた景観課題

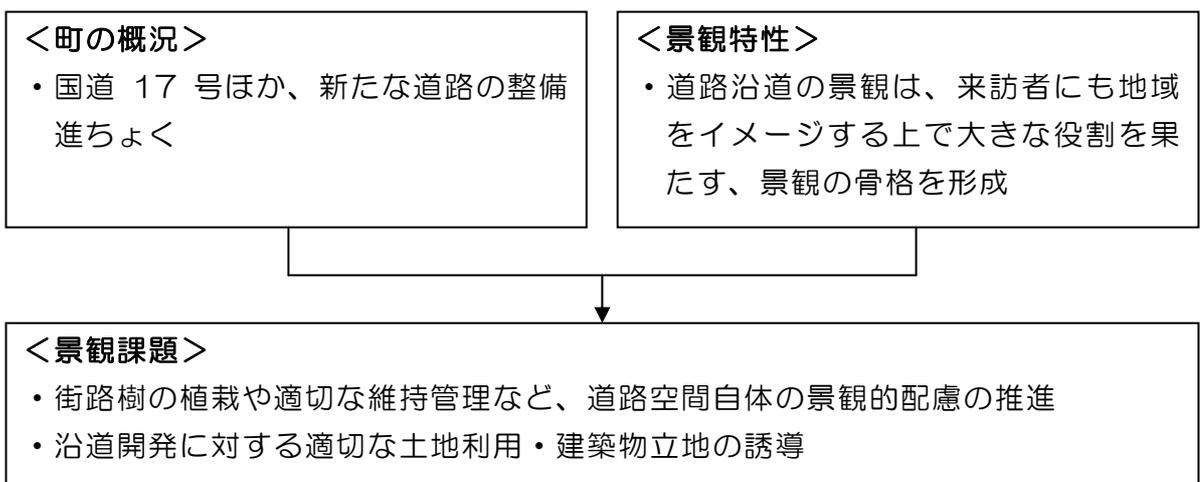
○眺望点の環境整備



○景観道路の整備

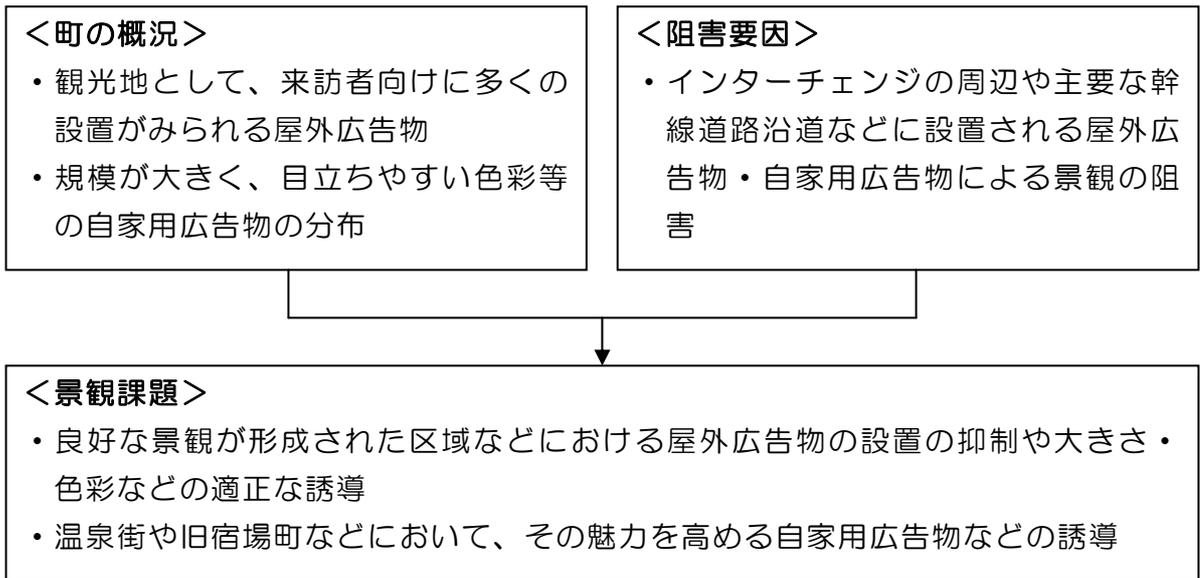


○幹線道路沿道景観の適切な誘導

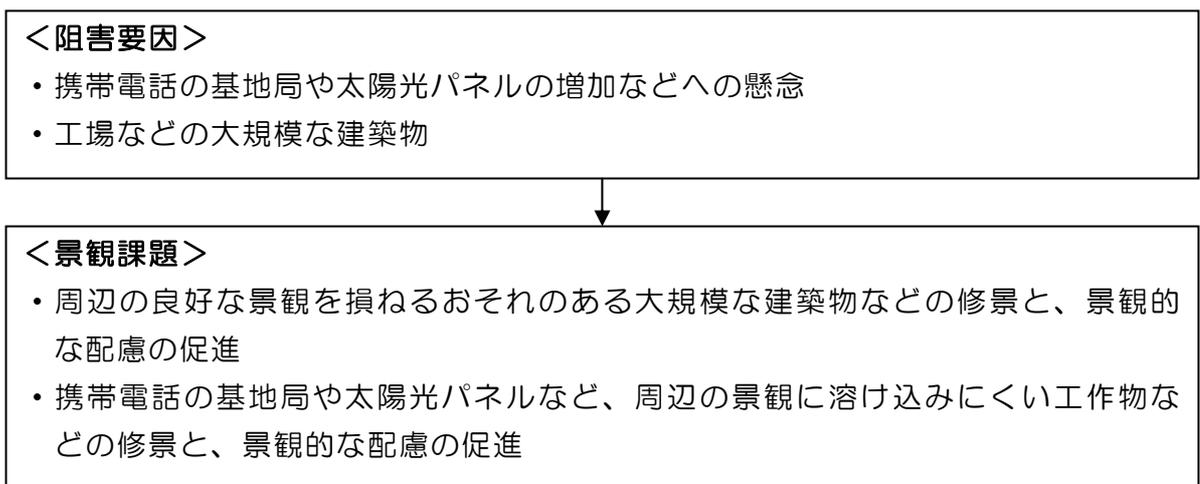


(3) 「よいものにする(改善)」視点からみた景観課題

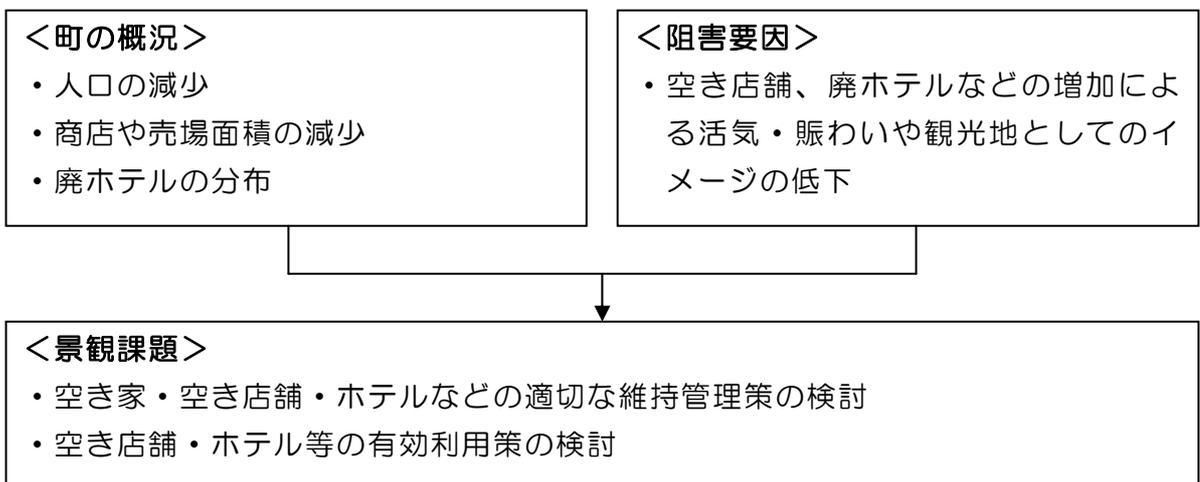
○屋外広告物の適切な誘導



○周辺に調和しない土地利用、建築物及び構造物等の適切な誘導



○空き家、空き店舗・ホテル等の有効活用や適切な維持管理



(4)「そだてる(育成)」視点からみた景観課題

○景観づくりに対する意識の高揚

- ・住民等が主体となった活発な景観づくり活動を促すための取り組みの検討

○住民の主体的な景観形成を促す仕組みづくり

- ・住民の主体的な景観づくり活動などへの支援策の検討
- ・協働による景観づくりに向けた、住民相互、住民と行政の話し合いの場・機会の確保